

# 教育厚生委員会会議録

日時 令和2年6月29日(月) 開会時間 午前 9時59分  
閉会時間 午後 4時01分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 七穂  
副委員長 臼井 友基  
委員 浅川 力三 杉山 肇 遠藤 浩 宮本 秀憲  
鷹野 一雄 大久保 俊雄 望月 利樹

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

福祉保健部長 小島 良一 福祉保健部理事(民生次長兼職) 成島 春仁  
福祉保健部次長 下川 和夫 福祉保健部参事(衛生薬務課長事務取扱) 大澤 浩  
福祉保健総務課長 津田 裕美 健康長寿推進課長 細田 尚子  
国保援護課長 眞田 健康 障害福祉課長 古澤 善彦  
医務課長 齊藤 武彦 健康増進課長 高橋 直人  
子育て支援局長 依田 誠二 子育て支援局次長 渡辺 真太郎  
子育て政策課長 土屋 嘉仁 子ども福祉課長 小俣 達也

教育長 斉木 邦彦 教育次長 小林 厚 教育監 嶋崎 修  
教育監 井上 耕史 理事 降旗 友宏  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小田切 三男  
福利給与課長 小尾 一仁 学校施設課長 藤原 さつき  
義務教育課長 中込 司 高校教育課長 荻野 智夫  
高校改革・特別支援教育課長 百瀬 友輝 生涯学習課長 山岸 ゆり  
保健体育課長 上田 直人

## 議題

(付託案件)

- 第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 第71号 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算
- 第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

請願第1-7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採

択を求めることについて

請願第2-7号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第1-7号及び2-2号については継続審査すべきものと決定し、請願第2-7号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順により行うこととし、午前9時59分から午前11時41分まで福祉保健部・子育て支援局関係、休憩をはさみ午後0時59分から午後4時01分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部・子育て支援局関係

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(医療施設・社会福祉施設等衛生用品提供事業費について)

遠藤委員 福の13ページだったと思いますが、衛生用品の提供事業について質問させていただきます。

これは、かなりの金額が計上されておりますけれども、また既定の予算でも計上されていたということで、今回この金額、4億3,000万円余でどのくらいの規模になるのか、具体的な枚数を聞いてもわからないと思いますが、教えていただきたい。

津田福祉保健総務課長 福13の感染症予防費における衛生用品提供事業につきましては、幾つかの分野にわたりますので福祉保健総務課からお答えさせていただきます。この4億3,963万円余の事業ですけれども、衛生物資を買うということで、想定しておりますのは、サージカルマスクを272万枚、内訳としては医療機関に42万枚、介護事業所に47万枚、障害者支援施設に179万枚などでございます。

また、使い捨て手袋を397万枚、内訳としましては医療機関に33万枚、介護事業所に122万枚などでございます。そのほか、防護服を22万枚、消毒用のアルコールを1万2,000リットルといった衛生物資の購入を予定しておりますが、実際の調達の際には、現場の声を聞きながらニーズに合った調達をしていく予定でございます。

遠藤委員 中身はわかったのですが、13ページに既定予算があって、既定予算でも調達をしたと思うんですけれども、この辺の入荷状況を説明していただけると流れがわかるのですが、今後も含めて、いろいろなものを聞いてもわからないので、マスクだけでもどのよ

うな入荷があって、流れがわかれば教えていただきたいと思います。

津田福祉保健総務課長 これまでの、4月補正までの県予算で購入したマスクの状況でございますけれども、既に配付したものがございまして、マスクにつきましては、医療機関に26万3,600枚、介護事業所に50万枚、障害者支援施設に50万枚、保育施設や児童養護施設等に38万3,000枚など、合計407万4,600枚を既に配付いたしました。また、調達をかけていて、これから納品になって、7月初旬までに配付するものとしてマスクは265万枚を調達済みでございます。

遠藤委員 当初のころと、市場でもそうなんですけど、単価がだんだん下がっていて、今、そうですね、市場で40円というのを買った方もいらっしゃるんですが、大体50円くらいに落ちついているかなと思うんですけども、そういう値段の動向もあるので、その辺はどのように把握されているのか、お伺いします。

津田福祉保健総務課長 単価につきましては、やはり4月時点だと50円というのは、なかなかちょっと難しい状況でございましたけれども、現在は、物によってでございますけれども、40円を切るものも調達できております。ただ、医療機関などから要望の多い、質の高いものにつきましては、まだ単価の高い状況となっております。

遠藤委員 それから、コロナ禍で消毒液について関連でお伺いしたいんですけども、今回これはアルコールの消毒液ということなんですけど、世間一般で次亜塩素酸と次亜塩素酸ナトリウムとか電解したものとかいろいろな種類があるのですが、県はどのように把握をしていて、かつどのような情報発信をしているのか、どれが正しくてどれが使えるものかとか、その辺はどのような見解があるかお伺いします。

津田福祉保健総務課長 今回、県の調達としてはアルコールを調達しておりまして、次亜塩素酸ナトリウム水は調達しておりませんで、それについて特に県から医療機関に何か助言をするということとはしていないのですけれども、アルコールのほうが使いやすいという現場の声もございますので、一時期調達が非常に難しかったのですけれども、県内の酒蔵などがつくるようになりまして、アルコールが調達できる状況ですので、まずはアルコールを配付していく予定でございます。

遠藤委員 いろいろな種類があるけれども、特に指導なりはしていないということだと思うんですけども、前に新聞情報では、身延町で効果がないものを調達するというような記事もあったんですが、ブログの中で、ネット上ではいろいろな情報が氾濫していて、現場ではいろいろと皆さんお困りだと思うし、どれを買っていいかわからないと思うんです。

先ほどアルコールも、最初のころは80%以上と言われていたのだけれども、最近65%くらいのもまで出ていたり、アルコールジェルも出ていたりするんですけども、その辺の、推奨できるものを示す必要はあるんじゃないかなと思いますが、い

かがでしょう。

津田福祉保健総務課長 医療機関または福祉施設等につきましては、消毒の仕方など国からガイドラインが出ているところをございますけれども、現場では確かにいろいろな製品について混乱があるかと思えます。現場の声を聞きながら県として情報を集めて助言できるところはしていきたいと思っております。

杉山委員 遠藤委員の関連になるんですが、福の13のところで、マスクだとかもろもろのものとの購入ということで、一時期そういったものが逼迫をして、現場で大変な混乱を来したという報道等もありまして、恐らく現在もそういう状況が多少なりとも続いていると思えます。特に医療機関だとかそういったところで使うということになると、先ほどお話のあったように機能というのが大変大事なことだと思うんですが、神奈川県でしたかね、マスクを県で購入して、それが基準に達していなかったために使えていない、まだ倉庫に眠っているというような報道もあったり、あるいはヨーロッパでは輸入したところ、その機能性が基準に達していないということで送り返したみたいな報道もありました。当然医療現場で使うわけですから、その機能というのは大切なところでありまして、そういった機能の担保というところに、県は何かしら対応をされているんでしょうか。

津田福祉保健総務課長 サージカルマスクにつきましては、調達の際に事業者から機能を見積もりと一緒に聞き取るようにいたしております。これまで県が調達したものにつきまして、医療機関等からクレームなどはございませんでした。実は配付のときには、調達のもの以外に寄附のものでとか国から配付されるもの、また国が寄附を受け県に来たものを配付しているんですけれども、一部にはちょっとマスクが薄いといったような声もございましたけれども、医療現場ではさまざまな用途があるということで、返品とかそういった声は今のところございません。

杉山委員 当然ながらその業者が責任を負ってやっているわけだと思うんですが、いずれにしてもいろいろなところの状況なんかはその業者が責任を負えないからそういう問題になっているんだと思うんです。やっぱりこういう問題は、県がしっかり担保をする、全てを検査しろじゃなくて、抜き打ちで多少なり検査をしてということも、それも安心につながるし、医療現場のそういったことの問題解決にもつながると思うので、ぜひそういったことをしていただきたいなという一つ要望なんです、いかがでしょうか。

津田福祉保健総務課長 品質の担保ということで、サンプルは採るようにしているんですけれども、やはり納品のときも委員がおっしゃったように抜き打ち検査ということもしていきたいと思っております。

また、配付先の医療機関等の声もよく聞いて、品質のよいものを調達していきたいと考えます。

(PCR検査体制強化事業費について)

杉山委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1点なんです、福の12で、これは他の委員からまた質問があるかもしれないけれども、PCR検査体制の強化ということで、第2波等を考えれば大変重要なことだと思います。ここでいう感染症患者の早期発見、早期治療を徹底するために検査体制を強化ということなんです、当然ながら、ドクターの判断のもとに検査をするしないということが当然ルールとしてあるんだと思うんですが、そういったことのための検査体制の強化という捉え方でよろしいでしょうか。

高橋健康増進課長

このPCR検査体制強化事業は、御指摘のとおり早期発見・早期治療を目指すものでございます。検査の流れといたしましては、疑いある患者の方々に保健所に御相談をいただいた後、帰国者・接触者外来という外来に御案内することにしてございます。その外来におきまして、医師の判断のもと、検査の必要性を判断することとしてございますので、こういったPCRの体制強化の前提として、当然のことながら医師に御判断をいただいた後、実施をする検査であると考えてございます。

杉山委員

どちらかという、何かという日本は検査数が少ないという批判をされていて、検査数をふやすための検査ということじゃなくて、本当に何でもない人が安心のために検査するとかということをやってしまうと、多分それはもう、何て言うかモラルハザードでかえって混乱してくるんだと思うので、ドクターの判断のもとに検査の体制の強化という今説明がありましたので、安心をしました。

(感染症看護専門看護師等派遣事業費について)

大久保委員

本県も第1波は少し落ちついてきたかなということでもありますけれども、東京、そして、また、北海道あたりは第2波が、大きな波が押し寄せているということで、我が県でも感染症の対策を、しっかりとしたいいろいろな角度から必要ではないかなという中で、幾つか質問させていただきます。福13ページの感染症看護専門看護師等派遣事業費ということがございまして、先ほど専門看護師を一般病院や宿泊療養施設に派遣すると説明がありましたけれども、それに関しまして幾つかお伺いします。まず派遣する感染症看護専門看護師というのはどのような看護師であるのかということと、また、そのような高度な資格を持つ看護師は現在県内に何人いるのかお伺いしたいと思ひます。

齊藤医務課長

感染症に精通した看護師といたしましては、まず大学院を卒業した方が取得できます感染症看護専門看護師という資格がございます。加えまして、半年以上の研修を受けた方が取得できます感染管理認定看護師という資格もございます。ともに5年以上の看護師としての実践経験を持った方が対象となっておりまして、資格試験に合格した方に対して日本看護協会から資格が与えられるものであります。

本県には昨年度末の時点でございますが、両資格合わせまして23名の方が資格をお持ちでおられます。

大久保委員           また、一般病院と宿泊療養施設へ専門看護師を派遣する目的と、現場で具体的にどのような対応を行うのかを次にお伺いしたいと思います。

齊藤医務課長           今般の新型コロナウイルス感染症の感染者の方々につきましては、県内全域に及んでいるということに加えて、感染者の数も多くなっているということでございます。今後、感染症指定医療機関などだけでは患者さんの治療に対応できない事態というのが想定されるということでございまして、そうなった場合には、これまで感染症に縁のなかった医療機関でも患者さんの治療に当たっていただく必要があると考えています。そこで、そのような医療機関に対して専門の看護師を派遣いたしまして、指導・助言を行うものでございます。

加えて、帰国者・接触者外来の中には、感染症の専門看護師が在籍していないという病院もございますので、さらなる感染防止対策の強化を図るという意味でも派遣をしていくものであります。

現場におきましては、感染者と非感染者が接触しないような動線の確保でありますとか、あとは必要な資機材の確保、あとは患者さんへの対応などの助言を行っているところであります。

大久保委員           現在までにどのような実績といたしましょうか、派遣をされたかについてお伺いしたいと思います。

齊藤医務課長           まずは多くの医療機関の皆さんに活用していただけますように、専門看護師が対応マニュアルを作成いたしまして、先月、県のホームページで公開したところであります。

また、医療機関への派遣につきましては、これまで5カ所の病院と診療所に派遣をしております。加えて、宿泊療養施設の若神楼様にも派遣をいたしまして、館内の動線、患者さんへの対応などについて御助言をいただいております。

このほか、電話によります御相談もたくさん頂戴しているところでございます。

大久保委員           それではもう1点。当然、第2波が心配される中で、先ほど23名という説明があったんですけども、やはりより多くの、いろいろな角度から多角的に措置を講じるのであれば、23名という数が多いのか少ないのかという部分から始まりまして、より多くの医療機関に派遣をしていただく必要があるのかなと思います。その優先順位と、そしてまた感染防止対策をとっていく中で、どういった基準で派遣するのか、その辺も肝要かなと思うんですけども、その辺の所見もお伺いしたいと思います。

齊藤医務課長           特段優先順位でありますとか基準というものは設けておりません。御要望があれば速やかに対応してまいりたいと考えています。新型コロナウイルス感染症の今後の第2波以降の感染を見据えまして、とにかく多くの医療機関に使っていただきたいということで、県民の命を守る上でもやってまいりたいと考えています。

今後とも医療機関に対しましては、積極的に派遣を呼びかけたいと考えております

し、御要望があれば速やかに対応してまいりたいと考えているところであります。

(新型コロナウイルス感染症医療従事者派遣体制整備事業費補助金について)

鷹野委員

健康増進課の福13ページの4番の、新型コロナウイルス感染症医療従事者派遣体制整備事業費補助金について教えてください。

まず、蔓延期というところでありますけれども、今から想定されるころだと思えますけれども、この蔓延期、短い期間でおさまるのか、また長期間かかるのかちょっとわかりませんが、この辺どういう想定をされているかというのが1点。

また、確認ですけれども、重点医療機関の診療機能ということで、この医療機関についての確認。そして、医療従事者派遣とありますけれども、この派遣、マンパワーはどのような内容で見ているのか教えてください。

高橋健康増進課長

今3点ほど御質問をいただきました。1点目と2点目、蔓延期につきまして、そして重点医療機関につきまして、2点まとめてお答えをさせていただきたいと思えます。

今回の4番の補助金の事業の対象につきましては、重点医療機関に設定をさせていただいてございます。この重点医療機関については、患者が増加をした場合に集中的に患者さんを受け入れる病院と考えてございまして、今順次指定をしておりますというところでございます。

この重点医療機関というものは、患者が増加をしていった場合に順次病院に要請を行いまして、病床を確保いただくものと考えてございまして、この重点医療機関の病床確保、ふたがあく時点というのがこの蔓延期だと考えてございます。

今の重点医療機関の指定の状況でございますが、今、1病院、富士川病院を指定させていただいてございまして、他の圏域については現在候補になる病院と協議中という状況でございます。各地域において拠点的に受け入れる病院を指定してまいりたいと考えてございます。

3点目の、医療従事者の派遣の具体的な内容でございますが、診療に必要となる医師や看護師を想定してございまして、具体的な派遣の方法や人数につきましては、重点医療機関のニーズに応じて今後設定を具体的にしていまいりたいと考えてございます。

鷹野委員

医療従事者派遣、医師、看護師を重点的にということでありまして、おおむね、重点機関は今から想定されるということでありまして、その蔓延の状況によってはこの1億1,000万という金額の予算でありますけれども、これはあくまでもどのくらいのマンパワーを想定されているのか、お伺いいたします。

高橋健康増進課長

今回の予算の積算の上でございますけれども、医師につきましては、8名を90日分、看護師につきましては32名を90日分計算してございます。いずれにいたしましても、当面の3カ月分の予算ということで計上してございまして、その後につきましては、その当時の蔓延の状況ですとか重点医療機関の指定の状況に応じてさらに必要な予算を確保してまいりたいと考えてございます。

鷹野委員 　　いずれにしても90日分ということでおさまるのが一番いいわけでありますけれども、その辺、派遣ということでもありますので、その辺の確保もしっかりしていただいて、次に備えるようお願いしたいと思います。

高橋健康増進課長 　実際の医師や看護師の確保というのは非常に重要である一方、人の確保ですので難しい面がございまして、現在、保健所や周辺の関係医療機関を交えまして協議を実際に始めているところがございます。具体的な人のやりくりの部分につきましては、現場の負担になるべくならないように、そして円滑に診療が行えるようにということできちんと協議をしてまいりたいと考えてございます。

（重点医療機関の指定について）

望月（利）委員 　　済みません。関連で質問させていただければと思います。

重点医療機関ということで、富士川病院、1病院が指定されたということですが、その指定の経過という部分をより具体的に知りたいものですから、教えていただけますか。

高橋健康増進課長 　重点医療機関につきましては、厚生労働省から、各県で拠点的な医療機関を指定することということで通知が来てございまして、それに基づきまして、拠点的な地域の基幹病院を候補として選定をいたしました。具体的には、4月に入りましてから、各圏域に候補となる病院を専門家会議の御意見を聞きながら選定をいたしまして、実際の病院と協議を行ってまいりました。

富士川病院につきましては、実際に私どもも直接お伺いをしてお願い申し上げまして、そこで具体的な時期ですとか解決すべき問題というのをヒアリングし、一緒に解決してまいったというところがございます。

これを踏まえまして、6月18日に正式には指定の通知をさせていただいたというところがございます。

望月（利）委員 　　各圏域にということですが、今後その重点病院というのは各圏域にふえていくんでしょうか。

高橋健康増進課長 　今まさに委員御指摘のとおり、各地域において拠点となる病院を指定してまいりたいと考えてございまして、現在、複数の病院と協議中でございます。実際、6月に厚生労働省において新たな患者推計モデルということで、新しいピーク時の患者数の考え方が示されたところがございます。これに基づきまして、7月中には病床確保計画というのを県で定めることとされておりまして、新たに患者数の見直しを再度行いまして、これに基づいて具体的な各病院の病床数を当てはめ、各病院をお願いしてまいりたいと考えてございます。

望月（利）委員 　　今、御答弁いただいた病床確保計画については、現状の計画からまた見直してやっ



ていくということなのですが、今現状のわかっている部分、そして富士川病院を含めそれぞれの圏域でどれくらいの割り振りの想定をされているのかお聞かせください。

高橋健康増進課長 ピーク時の患者数につきましては、当初1,500人という推計が示されてございました。これは中国の武漢のモデルをベースにいたしまして、行動の自粛要請などの行政の介入がない前提で、かつ全国一律の算式で示されたものでございます。

今回の新たな患者推計モデルの提示につきましては、これまでの第1波の国内の感染状況を踏まえて、都道府県がモデルを選択して計算することとしてございますので、現在その数字を算定中でございますが、1,500という数字よりも相当程度小さくなるものだと考えてございます。まずはその数字を決定しましてから実際の医療機関にお願いをしてまいりたいと思っておりますが、これも実際の病院の余力ですとか、患者を受け入れられる病床のゾーニングの問題、こういう具体的な問題を一緒に協議をしながら考えてまいりたいと考えてございます。

望月（利）委員 状況に応じてさまざまな数字とか経験が出てきて、フレキシブルに対応が変わっていくということで、今後もその数字を想定しながらやっていくということでございます。本当に有事に備えて県執行部のほうもしっかりと対応していただいていることに敬意を表して、今後の対策について一言御答弁いただいで終わりにします。

高橋健康増進課長 現状は、新規の感染者の状況というのは一定程度落ちついてきているものと承知をしておりますが、第2波、第3波がいつ起こってもおかしくないような状況でございます。実際に東京都の感染者の状況はここ1週間ふえてございますので、気を緩めることなく対応してまいりたいと考えてございます。

具体的には、病床確保計画に基づきます医療提供体制の整備、それとあわせて保健所の即応体制の整備ということで、人的な側面についても組織的な側面についてもきちんと見通しをつくって、計画的に対応できる体制をつくってまいりたいと考えてございます。

（電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業費について）

宮本委員 福の5のマル臨の電子版かかりつけ連携手帳電子決済モデル推進事業費、(2)の電子決済システム構築費補助金についてお伺いいたします。

あした、政府のキャッシュレス決済の還付が終わりますが、電子決済ということで当然県も4月の補正で遠隔医療を推進されており、やはり普通の決済をすれば当然感染のリスクがあるため、遠隔診療であったり、電子決済というのが今後ある意味当たり前になってくるということで、このかかりつけ連携手帳と電子決済システムというのを補助金でひもづけていると思うんです。こういったものを推進していった結果、最終的に県としての今後の、まさにグリーンゾーンというか、感染症が蔓延している中で医療機関に県民が受診する際にどういうゴールというか、電子決済で常に決済して、そして遠隔でこういったタブレットを使って行うようになるのかなと考えているんですけど、この電子決済システム構築補助金を使ってどういうものを目指している

のか、お伺いしたいと思います。

古澤障害福祉課長 この電子決済システム構築費補助金につきましては、まず重度心身障害者医療費助成の受給者の方々の窓口負担の軽減という視点から一つ取り組みを進めるということで予算の計上をさせていただいております。委員御指摘のとおり、やはり感染防止対策という意味でも効果があるかなとは思いますが、まずはいわゆる窓口負担の軽減という視点を持っております。

本システム自体はQRコードを作成して、受給者がそれを読み取って決済を行うというような仕組みのものでございまして、まだ検討中でございますけれども、例えば最近ございます電子決済のP a y P a yですとかカードとかといったものは特に連携させることは、まだ想定できておりません。

宮本委員 そもそも多分、電子版かかりつけ連携手帳自身がビッグデータというか患者の情報とか、あるいはこういったレセプトとかそういったところもどんどんデータ化していくということを考えていらっしゃると思うんですけれども、重度心身障害者ということで、それは承知した上で、今後これを全体の一般的な患者さんとかそういったところまで推し進めていくようにしてほしいと考えているんですが、その辺について見通しがあれば教えていただければと思います。

齊藤医務課長 かかりつけ連携手帳でございますけれども、患者さんの日々の健康状態でありますとか過去の受診歴でありますとかいうのを蓄積する中で、よりよい診察に結びつけていくということを目的としております。

委員がおっしゃったように、4月の末に遠隔医療の予算を認めていただきまして、現在幅広く応募を募っているところであります。現在、私どもの執行につきましては準備中でございますけれども、広く使っていただきたいと思っております。将来的にはたくさんの方に手帳を使っていただきまして、よりよい受診につながればよいと考えているところであります。

(PCR検査体制強化事業費について)

臼井委員 先ほど杉山委員のほうからも質問がありました。福12ページのPCR検査の体制強化事業費で、関連で教えていただきたいことがあります。

このPCR検査の体制強化事業費ということで、まさに強化・拡充していくということだと思っておりますが、まず(2)の全自動遺伝子解析装置、そして(3)の遺伝子自動抽出装置、この違いについて、それぞれ教えていただいていいでしょうか。

高橋健康増進課長 全自動遺伝子解析装置と遺伝子自動抽出装置の違いという御質問だと思います。前者の全自動遺伝子解析装置につきましては、いわゆるPCR検査装置のかわりになるようなものでございまして、遺伝子を増幅させて、その遺伝子の存在を確認するための機械でございます。実際の今いわゆるPCR装置といいますと、リアルタイムPCRと言われているものでございまして、この装置よりもその処理時間が少なく、技術

に左右されない、検査時間が短くできるという特徴がございますので、各拠点となる病院に配備をさせていただきたいと考えているものでございます。

一方で、(3)の遺伝子自動抽出装置につきましては、遺伝子の増幅を行う機械にかける前に、前処理といたしまして、とったぬぐい液の中から遺伝子を抽出をする作業が必要になってまいりまして、その抽出をする作業を自動で行うものでございます。前者は実際にその遺伝子を増幅させて検査をする装置、後者についてはその前処理をする装置ということでございます。

臼井委員 民間というか医療機関のほうでその解析装置を整備するということですが、これ、抽出装置は整備しなくてもよろしいんですか。

高橋健康増進課長 全自動遺伝子解析装置につきましては、前処理がないタイプの機械でございますので、この機械のみで対応できると考えてございます。

臼井委員 承知いたしました。こういったことでいろいろ装置を整備していくということで、検査をできる機関というものを今までよりふやしていくということなのか、それとも件数をふやすということ、どちらも関係はしてきますけれども、検査機関自体をふやしていくのかどうなのか伺います。

高橋健康増進課長 検査の実施機関と検査件数、どちらもふやしていきたいと考えてございます。一般的に検査ができる機関といたしまして、2種類考え方がございまして、一つ目が検体の採取をする医療機関、もう一つが実際に検体を検査して解析をする検査機関、この二つでございまして、いずれも拡充をさせてまいりたいと考えてございます。

(2)の予算で計上しております解析装置につきましては、後者の実際に検査を行う機械でございます。県内で、実は医療機関の病院内で検査ができる機関はまだまだ少ないという状況でございますので、医療機関の中にきちんと検査装置を置き、その病院内で検査が完結できる体制をつくってまいりたいという趣旨で予算を計上させていただきました。

臼井委員 私も確認というか、しっかりと把握していないところもあるんですけども、県民の皆様もいろいろと不安に感じている方というのはいると思います。やっぱり検査っていうのが、例えばインフルエンザなんかだと比較的簡単に検査してくれるし、あるいはリクエストにも応じていただけるような、言い方が正しいかわかりませんが、そういったこともあると思いますけれども、検査はどのタイミングで受けられるのかとか、どのような経緯なのかと、受けたことない方は当然不安を感じていると思います。例えば体調が悪くて普通のかかりつけ医に行ったときに、そこで検査ができる場所もあればできないところもあるということだと思いますけれども、検査ができないところのほうが多いかと思います。かかりつけ医に行ったときに、そこで主治医の先生が検査してもいいですよと言うかどうかかわかりませんが、そういうような話になった場合に、必ずそれで検査できるのか、あるいはどこか別の、例えば帰国

者・接触者外来のようなところを紹介してもらったりとか、あるいは今言ったようにこの装置がきちんと整備されているところを紹介されて、そこでまた新たに検査の有無を判定されるのか、そしてそこに違いが出てくる可能性があるのかどうなのか、教えていただけたらと思います。

高橋健康増進課長 検査の具体的な実際の流れについては、疑いがある場合には保健所に御相談をいただいた後、帰国者・接触者外来に御案内をして検査に至るという流れでございます。

一方で、今、委員御指摘のとおり、かかりつけ医にかかられる患者さんというのもたくさんいると承知をしてございまして、その患者さんについて、かかりつけ医が医師として検査が必要と判断したものについては、保健所に御連絡をいただければ、きちんと検体採取が可能な医療機関に御紹介をするということにございまして、いずれにしましても、医師が必要と判断した場合にはきちんと検査ができる体制を整えてございます。

実際に御案内をする外来につきましては、その圏域の中で実際にその時間帯にやっている医療機関ですとか、御自宅からの距離などに応じて臨機応変に対応していると承知をしてございます。

臼井委員

多分この主治医、かかりつけ医の先生が判断をして、これはやっぱり常に診ていただいているということで、非常に患者の皆様、安心して診ていただいているということだと思いますけれども、保健所と接触者外来の判断の差が生じるのかどうなのかというのが少し気になったので、今のお話ですと、かかりつけ医の先生の判断でそこではできなかったとしても、必要性があるというふうに判断していただいたら必ずできるということで理解させていただければよろしいでしょうか。

高橋健康増進課長 検体採取については、御指摘のとおり医師の判断でございます。保健所を通して帰国者・接触者外来に御案内をさせていただくと、これはかかりつけ医の先生からお申し出があったときには、多くはそういう答えをさせていただいておりますが、最終的な検体の採取をするかどうかにつきましては、帰国者・接触者外来の医師が判断をするものでございます。ただ、実際には外来に御案内をされた患者のうちのかなりの数が検体採取に回っているという状況でございますので、そういった意味で目詰まりのようなものは起こっていないのではないかと考えてございます。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第71号 令和2年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

質疑

(医療費適正化推進事業費について)

鷹野委員 今御説明いただきました保健指導の向上支援ということでありますけど、その前に各市町村の医療データの分析等をされている最中かとは思いますが、その辺の進捗状況等ありましたらお願いします。

眞田国保援護課長 昨年9月補正をお願いいたしました医療費の健康のデータを分析してございます。取りまとめが終わっております、また市町村のほうに情報を提供する予定になっております。

また、この事業につきましては、さらに市町村ごとに詳細にデータの分析をさらにかけてまして、将来的に有効な保健事業の実行、実践につなげていきたいというような事業構成になってございます。

鷹野委員 確かに今御説明いただいた、9月にデータ分析をとということで、各市町村との連携という話も承っております。いずれにしても各市町村が今まで主体的にやってきたことの中で、県がそれを踏まえて保健指導をしていくということでありますけども、その辺、具体的に今データがまとまったということで、今度それについてさらに支援体制を強化すると理解したんですけども、もう少し具体的にお話しいただけたらと思います。

眞田国保援護課長 昨年9月に補正をお願いいたしました事業については、医療費の関係、圏域ごととか分析をされております。また、現在、国民健康保険、医療費の水準が高い水準で移行してございます。これが喫緊の課題となっております。

医療費の適正化を図るためには、症状が重くなることを回避するための健康ツールのような保健指導ということ、これが重要になってございます。この保健指導、市町村で主体的に取り組んでいただいているところでございます。これをより効果的に行っていくためには、国民保険に加入している方々の健診、医療データを分析にかけてまして、将来的にこの方、このままだと重症化してしまうのではないかとというような方を抽出、見られるような形にしまして、その方に適時適切に保健指導をしていただいて、重症化を避けるということが一番重要になってくるかと思っております。

ただ、現実、市町村におきましてはこういったデータを自分たちで見て、重症化の可能性のある方を抽出して、一番効果的な保健指導につなげていくところのノウハウがまだ十分ではないということで、この事業におきまして、そういった知見を持っている専門家を市町村ごとに派遣させていただいて、そのノウハウを広げていきたいと考えております。それによりまして医療費の適正化、また県民の方々一人一人が健康的で生き生きと生活が送れるようにつなげていきたいと考えております。

鷹野委員 各市町村にフィードバックして、その個々の体制は当然市町村で、そういう体制も含めての、個々の医療体制ということであります。

各市町村、今のお話にあったように、国民健康保険が高目にスライドしないための施策ということで承っておりますけれども、改めて決意も含めてお願いしたいと思います。

真田国保援護課長 今後の取り組みでございますけれども、医療費が高いということは行政側の財政負担が重いという面もあるのですが、一番の目的はやはり県民の方々一人一人が健康的で生き生きとした生活を送るという、それが最大の目的でございます。そのために、県は平成30年度から国民健康保険の一保険者として主体的に取り組んでおりますので、市町村と連携をとりながらよりよい方向に持っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの**

質疑

(病児保育施設経営継続支援事業費補助金について)

杉山委員 子の2ページの、病児保育施設経営継続支援事業費補助金ということなんですけれども、当然共働きとかひとり親という家庭においては、平時でもこういった施設は大変重要な施設であるわけなんですけれども、こういったコロナの状況の中で、こういったところにどういった影響が今あるのかということをちょっと御説明いただきたいと思います。

土屋子育て政策課長 病児保育施設は今県内に19施設ほどありますけれども、県内の病児保育施設協議会加盟の病児保育施設の方から直接お話を伺ったところ、本年4月と昨年4月の比較では、少ないところは56%と、多いところでは全く利用がない、100%利用がないといったような施設がありまして、平均すると75%くらいはそれぞれ減っているといった利用状況ということになっております。

杉山委員 今回そういった施設に支援するということなんですけど、ただ単に減った分のお金を渡すということだけではなくて、もう少し、何ていうかプラスアルファの支援というのが多分必要ではないかと思うんですが、具体的にどういった支援をされるのでしょうか。

土屋子育て政策課長 具体的にどのような支援ということですが、このコロナウイルス感染症が拡大する中で、さまざまな事業者の方にいろいろな影響があるわけなんですけれども、今回病児保育施設協議会の方々いろいろな意見交換をさせていただいているところです。病児保育施設については、基本的には国、県、市町村から補助金が出ていますけれども、その

際には人の配置ですとか広さといったような基準を満たしているということが条件になります。

今回いろいろなお話を伺う中で、やはりそういった人員体制を整えながら事業を継続していくためには、少なくとも昨年度の収入を参考に支援をいただきたいというお話をいただいているところです。今回の落ち込みにより、利用料収入ですとかあるいは補助金収入が大幅に減少するといった中、固定費は生じているということがありますので、今回、一定の要件のもとで昨年度の実績と同程度の額について確保できるよう支援することとしておりまして、そのうち県では減少額の3分の2について助成するという、本県独自の加算制度を創設して支援していきたいと考えております。

杉山委員

いずれにしても、こういった状況の中でその感染防止対策だとかもろもろ、そういった施設も当然やっていかなきゃならないということですけど、本当に預ける側の親御さんから見たときに、安心できる施設、あるいは逆に預けやすい施設ということも含めて支援をしていただければと思うんですけども、いずれにしても、これから経済活動が徐々に回復をしてきて、山梨県もコロナに強い県を目指すということですから、さらに重要な施設だという位置づけをして、しっかりと支援をやっていただきたいと思います。

土屋子育て政策課長

今回意見交換をする中で、協議会に加盟している病児施設の統計ですけれども、4月の利用者の約半数は医療従事者や福祉従事者のお子さんであったという数値も聞かせていただきました。やはり病児保育は通常でしたら働くお父さんお母さん、御家庭を維持するためのものでもありますし、今回新型コロナウイルスが感染拡大する中では、医療崩壊の防止ですとかあるいは社会基盤の維持を下支えしている重要な施設だと改めて認識をしたところでもありますので、これまでと同様にしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第2－2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて**

意見

遠藤委員

今、いろいろなコロナの議論がありましたけれども、この公立病院の再編・統合については、突然国が発表されたということで、大変に理不尽だなということは思っており

ます。それぞれの病院はそれぞれしっかり経営をやっていると思いますし、県内7病院の中では既にそういう経営方針を検討していたという病院もあったと伺っております。私どもの地域であります峡南地域、医療資源が非常に脆弱だということもあって、公共でそういう地域医療を守っていかなければならないということもあり、地域医療は非常に重要なことだと思います。この地域医療構想ということも推進をしていかなければならない状況であり、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策ということもあります。こういう状況の中でいろいろなことを考える上で、このことはしっかり継続をして審査をすることが重要だと思います。

討論                   なし

採決                   全員一致で継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑

(医療機関の経営状況について)

遠藤委員           これは18日の山日新聞ですけれども、コロナ禍の中で医療機関の経営が窮地に陥っているという情報であります。この報道によれば、今後、県や国に要望していくということなんですが、知事は全国知事会を通じて6月上旬に大学附属病院なんかの経営難に対して要望活動をしていくということなんですけれども、こういう状況の中で県は、この県内の医療機関がどのような状況にあるのか、その辺は把握しているのでしょうか。

齊藤医務課長      コロナの関係でございまして、受診控え、または一部診療科の停止等々で収支が非常に悪化しているという状況が全国的にあると承知しているところであります。なかなか個々の病院につきまして状況を把握し切れてはいないんですけれども、参考に中央病院のお話だけさせていただきたいと思います。

新聞報道にもございましたけれども、中央病院の4月の医業収益でございますが17.8億ということで、前年同月比1.4%逆に増となっているところであります。ほかの山梨大学附属病院等々は減になっているということなんですけれども、ただ一方で中央病院におきましても、収入から支出を差し引いた医業収支につきましては55%の減益ということで、非常に厳しい状況にあると聞いております。

先ほど委員がおっしゃったように、知事会を通じまして要望ということなんですが、本県におきましても、減収に対する病院に向けての支援ということで、知事会を通じまして支援を要望しているところであります。

遠藤委員           ちょっと聞き取りづらかったんですけど、支援体制はつくってあるということによろしいんですか。



齊藤医務課長 全国的な傾向ということに鑑みまして、まずは国の動向を注視していこうと考えています。ただ、国の持続化給付金が活用できますので、厳しいところにつきましては、そちらを御活用いただければと思っているところであります。

加えまして、貸付制度がございまして、独立行政法人福祉医療機構によります長期の運転資金の貸付制度というものがございまして、国の2次補正によりまして大幅な拡充がされていると聞いております。

遠藤委員 今、原因というか、受診する方が減っているっていうことが、今の理由によれば、今後も継続していくと思うんですけども、このことと先ほど議論があった請願でも出されているような経営改善などの国の考え方によれば、かなり地域医療が厳しい状況になってくると思うんですが、その長期的な考え方の中で県はどのように、今、対応すればいいのかという、国の考え方をそのまま当てはめていくと、かなり縮小傾向にならざるを得ないと思うんですけども、その辺はどういう考え方でいらっしゃるか、お伺いいたします。

齊藤医務課長 繰り返しになりますが、まずはコロナの対応に注力するというので、全庁を挙げまして対応に努めていくべきだろうと考えています。ある程度おさまった後に、どういった医療提供体制の絵を描くかということにつきましては、また国と一生懸命協議をしながら進めていくものだろうと思っています。

先ほど委員がおっしゃったように公立病院の見直しにつきましては、昨年度の時点での方向性ということで、先般、厚労大臣からも、コロナを見据えて改めて検討すべきであろうというお話もいただいておりますので、地方と知恵を合わせながら進めていくものと考えています。

遠藤委員 そのコロナの対応でも、先ほどの議論があったように、重点医療機関から即応病床と準備病床に切りかえていくということだと思っておりますけれども、これはもう既に縮小の方向を見ているようなことだと思うので、この辺をよく情報収集して、そして今後、先ほども申し上げましたけれども、地域医療を守るために公共でお金を出していかなければならないという状況も県内であるわけなので、その辺を考えながら、今後、医療体制の整備をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

齊藤医務課長 おっしゃるように、地域医療の確保というのは、県としてもしっかりと取り組んでいかねばならない課題と認識しているところであります。今後ともしっかりと国と協議を進めながら取り組んでまいりたいと思います。

大久保委員 今回の遠藤委員の関連ですけれども、過日国で、病院、診療科目ごとに統計を出したと思うんですけど、大病院も確かに大事ですよ、大学の附属病院とかも。ただ、ホームドクターだとか、我々みんな近くでは個人病院にかかっているわけで、国で発表したんですが、どういう診療科目がどのように減ったのか。当然把握されていると思うんです

けど、いかがでしょうか。

齊藤医務課長 大変恐縮でございます。その辺のデータを持ち合わせておりませんので、至急確認いたしまして、また御報告させていただきたいと思っています。

大久保委員 私が調べたところによりますと、マイナス40%が小児科、そしてその次が耳鼻咽喉科、そして減りが少ないのが整形外科と眼科なんですよ。それで、やはり山梨は産婦人科、小児科と、こういう部分をしっかりと経営しているところもあろうかと思うし、診療科目ごとにその辺の個人の診療所、病院っていうのは大事だと思います。一番身近な個人経営ですから、こういうときこそめり張りをつけていくべきだと思います。大病院も大事ですが、そういった部分も国で統計を出しているんだから、県でも同じように数値化して、どういうところにどのようなフォローアップが必要か考えるべきで、ただでさえ山梨は人口が少ない上に、診療科目によって大小、全然ない地域もあるわけだから、その辺はぜひアンテナを高くしていただいて、地域医療が崩壊しないように、診療科目ごとにこういった対策を打つのか。その辺の今後の方向性はいかがでしょうか。

齊藤医務課長 まず、県内の実情把握ということでございますけれども、いろいろな先生方と日々情報交換をさせていただいております。今、委員おっしゃったように、小児科、または産科等々、非常に厳しい状況にあるとは伺っております。ただ、実際の状況につきましては、今、県の医師会を中心に取りまとめていると聞いておりますので、しっかり県の医師会等々と情報交換をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

大久保委員 あと、また笛吹には産前産後ケアセンターという施設がありまして、先日、ちょっとお伺いして聞くと、非常に利用者も少ない、経営も厳しい状況なんですよ。ですから、また矢継ぎ早にいろいろな追加支援はいいんですが、そういった部分、妊婦の方とか、既存の施設の利用度を、せつかくあるんですから、またそういった部分の利用もふやして、本来の目的に合った有効活用、PR、その辺が必要だと私は思います。新しいことに対する補助というよりも、せつかく既存の施設で大きな予算投資して、ただでさえ利用率が下がりぎみっていうんですから、それであればまたどんどん安全に対処した上で既存の施設の積極活用という、そういう側面も私は大事なかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

齊藤医務課長 コロナが発生いたしまして受診が控えておられるという皆さんの中には、病院、診療所等々へ行って感染してはいけないというようなことの不安から診療を控えているという状況も聞いておりますので、先ほど認めていただきました追加提案分の予算の中に、全ての医療機関向けに感染対策をとっていただけるような予算も設けておりますので、しっかりそういったものをPRしながら、あらゆる医療機関、またあらゆる施設において感染防止対策に努めていただく中でまた受診等をしていただければと思っております。

山田（七）委員長 先ほど大久保委員から要求のありました県内の実情把握の資料につきまして、委員会として執行部に資料要求をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

山田（七）委員長 執行部に申し上げます。ただいま大久保委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付をお願いいたします。

（新型コロナウイルス感染者の分析状況について）

鷹野委員 既に74例、感染者が発生しているわけでありますけれども、特に一時期、山梨県は10万人当たり4番目に高いなんていう、当時、東京、福岡、北海道、山梨って何か10万人当たり感染者が上位4県に入っていたわけでありますけど、そうは思いますが3密が少ない県でありながら、何で多いのかなっていう素朴な質問があったりするんですけども、その辺、分析等されて、山梨県はこういうことがちょっと理由にあるから多いんだよとか、今現在分析をされた状況がもしありましたら、教えていただきたい。

高橋健康増進課長 委員御指摘のとおり、一時期、週当たりの累積の患者数で見ると、人口当たりでは全国の中でも多いという時期がございました。特に5月の末に1日4例が出たという日がございまして、そこを中心に非常に多く発生をしているというものでございます。

現在は週当たりで見ても直近2人でございますので、一定程度落ちついているものと考えておりますが、今、どういう事情で多くの感染者が発生をしたかと分析を行っている最中でございます。感染経路不明の患者さんの数が非常に多かったという特徴がございまして、周囲の接触者の検査などをして感染者が出てこなかったということから、それ以上に広がってはございませんが、いずれにいたしましても専門家の先生方と議論しながら要因を探ってまいりたいと考えてございます。

鷹野委員 今、抑えられている状況で非常に少なくなっていることは十分承知しているのですが、基本的に正しく恐れて正しく対策をとるところに一番必要性があると思いますので、検証中ということでありますけれども、その辺を県民に周知する体制がとれば、より一層感染防止に向けて、山梨県はこういうことがあるから多いんだよという、そういうある程度分析をした中で県民に促す、アクションを起こすということが第2波に向かって非常に重要じゃないかなと思っているのですけれども、いま一度お願いしたいと思います。

高橋健康増進課長 現在わかっている情報ですと、東京などとの他県との往来があった方というのは極めて少ない状況でございます。従いまして、日々の生活の中で感染をしないように基本的な感染防止対策をとることが極めて重要だと考えてございまして、手洗い、手指消毒や、特にマスクの着用、こうしたものを県民一人一人にきちんと心がけていただきたいと思っております。

今、国の緊急事態措置も解除され、徐々に国全体では平時モードに戻っていると、そういう空気感がございますが、一方でウイルスは消えてなくなったわけではございませんので、基本的な感染防止対策をきちんととっていただきたい。このように考えてございます。

鷹野委員

原理原則の基本をちゃんとしろということだと思えますけれども、そういう中でも特に、そうはいつでも皆さん注意している中でかかってしまうのはしょうがないところでもありますけど、その辺をより具体的に徹底するっていうことが必要である中で、なおかつそれをやっている中でも出てしまうということですから、いかに山梨県で少なくするかということ、その部分も大切なんだけど、こういう要因が多少あるんじゃないか、例えば東京だと夜の街での感染が多いとか、あるところかというと昼のカラオケが多いとか、そういう事例もありますから、原理原則はわかるんですけど、具体的にこういうことを注意することが必要だよということ、今後は検証していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

高橋健康増進課長 まさに委員御指摘のとおり、要因分析をきちんとするという事は極めて大事だと思いますので、専門家会議の先生方とよく議論をしてみたいと思っております。ここ直近、二、三週間の事例ですと、比較的若者の感染が多かったという、こういう事情がございました。特に学生の感染というのも見られたことから、教育委員会を通じまして各学校には、いま一度基本的な感染防止対策を徹底していただくように通知をしているところでございます。

このような形で、きちんとその場その場で発生した状況に応じて、とれるところから柔軟に対策をとってまいりたいと考えてございます。

(がん治療と仕事の両立支援について)

望月(利)委員 がん治療と仕事の両立支援というところで幾つか聞かせていただければと思っております。

がん患者等への相談支援に関するネットワーク検討委員会の設置ということ、本会議で浅川委員の質問に小島福祉保健部長が答えられたと承知しておりますが、そもそもこのネットワーク検討委員会、具体的に目的とか趣旨とかは、どういった活動を行うものかという部分をお聞かせいただけますでしょうか。

高橋健康増進課長 ただいま御質問いただきましたのは、がん患者の相談支援ネットワークの検討委員会についてでございます。この委員会の目的でございますけれども、相談支援の体制強化に向けた検討を実施するというものでございまして、実際にがんになられて不安に思われる方が多いという中で、どこに相談をしたらいいか、そしてそこからきちんと解決につながっていくかという、その連携を支援者側、そして医療体制側、皆さんで協力してつくっていくと、そういうことを目的としてございます。

今年度は、実は患者や支援機関へ実態調査を行うこととしてございまして、その実態調査の実施方法の検討や結果分析をした後、来年度以降、それを踏まえて強化策や県民

への普及策を考えてまいりたいと考えてございます。

望月（利）委員 冒頭、仕事とがん治療との両立という部分で話をさせていただきましたが、仕事の経営者側という立場、そして労働者側の立場ということで、それぞれの立場があるということで、構成メンバーに、その辺を均一に意見が反映できるようなメンバー構成にならなきゃいけないなと感じているんですが、その辺の構成メンバー、それとその会議の開催頻度について、それはどのくらいなのかお聞かせください。

高橋健康増進課長 検討会の委員についてでございますが、実は第1回会議は当初は6月に行う予定で想定をしてございましたが、新型コロナウイルスの関係で延期をしているところでございまして、具体的なメンバーは選定中、依頼はこれからでございます。

ただ、現在の想定といたしましては、がん患者や家族を代表する団体の方々、そして医療に携わるがん診療連携拠点病院などの医療関係者の皆様、そして患者支援を行うがん患者サポートセンター、そして企業の声もという御指摘がございまして、社会保険労務士や学識経験者など、幅広い知見をお持ちの方々にお集まりをいただきたいと考えてございます。

頻度としましては、年4回の開催を目指してまいります。

望月（利）委員 がんになっても、しっかりと働き続けられる社会を目指すということが必要になってくるかと思いますが、そういった部分を普及啓発活動とすることで進めていく必要もあると思っておりますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

高橋健康増進課長 まさに働きながらがん治療を行う方というのは、今、4人に1人と言われていまして、皆様が理解を深めていただくことというのが非常に大事だと思っております。

事業者の皆様に対しては、先ほど御説明申し上げた検討委員会での周知の方法というのを検討してまいりたいと思っておりますし、今、実際に新たな今年度の事業として中小企業への派遣事業というのを設けてございまして、社会保険労務士やがんの経験者を中小企業に派遣することで、普及啓発や個別相談を実施していこうということで動いてまいります。

また、県民の周知につきましても、今年度実施する調査結果を踏まえて、有効な周知の策というものを考えてまいりたいと思っております。

望月（利）委員 県内の企業に向けて派遣ということとPR活動も進めていくということで、県内の企業に対してはいいんですが、ここ県庁内、足元のほうに目を向けたときに、県庁内の部分でも、当然かけ声をかける側ですから、率先して治療と仕事両立支援ということをしていかなきゃいけないと思っておりますが、県庁内の状況というのはどうでしょうか。

高橋健康増進課長 県庁の中の状況につきましては、がんになった場合、その治療に必要な休暇をきちんととれる制度ですとか、そういうものを用意しまして、県庁の中でも仕事と治療を両立しながら進めていける体制というのを構築しております。引き続き、人事を所管する

総務部とも協議をいたしまして、県庁職員でもきちんと治療しながら働き続けられる環境を整備してまいりたいと考えております。

望月（利）委員 平成24年に山梨県がん対策推進条例ということで議員発議ということで制定させていただいた、その第6条の中に、事業者の責務として、従業員ががん患者になった場合、雇用の継続の配慮や安心してがん治療を受け、療養することのできる環境の整備等ということをやっています。今、御答弁いただいたように、県庁内も率先してそういった環境を整えていただきたいということと、やはり県内全域において、がん患者と仕事が両立できるような体制をさらに拡充して行ってほしいのですが、最後、御答弁いただいて終わります。

高橋健康増進課長 治療と仕事の両立というのはさまざまな面がございまして、制度を整えればいいというだけではなく、実際に雇用主、そして職場の皆様の理解を深めるということが非常に重要だと考えてございます。引き続き、検討会での検討内容や周知の策というのを踏まえまして、働きやすい環境づくりというのを県としても力を入れて取り組んでまいりたいと考えてございます。

（障害者の就労継続支援について）

臼井委員

障害者の就労継続支援についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で、今、障害者の働く場が非常に苦境に立たされているというようなことを聞きます。私、たまたま県外の就業継続支援の事業所から非常に収入が減ったということを知っていて、かなりそういった事業所は多いということを知っていますけれども、今の山梨県、県内の状況というのはどのような状況になっているか、把握されているのであれば教えてください。

古澤障害福祉課長 就労継続支援の事業所の状況でございますが、今、直近でそういったものの集計ができてございません。できたところで御案内をさせていただきたいと思っております。

ただ、4月の当初、一部の事業所を対象に、いわゆる状況をお伺いできています。そうしたところでは、やはり生産活動が5割以上落ちているところが30%くらいございましたでしょうか。そんなような状況がございまして、4月の臨時の補正予算において「手作りマスクプロジェクト」といった事業も立ち上げさせてもらって、生産活動の支援ということをさせていただいてございます。

山田（七）委員長 臼井委員、先ほどのものは資料として要求したほうがよいでしょうか。

臼井委員 お願いいたします。

山田（七）委員長 ただいま臼井委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山田（七）委員長 執行部に申し上げます。ただいま臼井委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付を願います。

臼井委員 4月上旬に、確認したということですがけれども、恐らくもっと厳しい状況になっている可能性があるんじゃないかと個人的には思っています。実際、4月くらいから減収がされたということは私も直接伺った事業所のほうからは聞いておりますけれども、特にB型の場合は、県内の利用者の方々も月でも平均しても一万五、六千円くらいと聞いていますけれども、実際問題、さらに下がると生活が非常に厳しくなると思っていまして、これは私も障害者の方から、光熱費とか、あるいは家賃が払うのが非常に厳しいと、何かそういうサポートしてくれるようなものはないんですかということを知りたり、そんな話の相談を受けたりしました。

当然そのときに私が知る限りでは御案内を申し上げたところでもありますけれども、実際そういった生活が非常に厳しい状況があるということについての、その把握とか問題意識というのはどのようにお持ちか、お聞かせください。

古澤障害福祉課長 委員からお話しいただいたとおり、コロナ感染症の影響で大きな痛手を負っていると認識をしております。当然、B型施設自体も請け負う先の一般企業等での影響も受けておりまして、落ち込んでいるという状況でございますので、ここはきちんと支援をしていかなきゃいけないだろうということで、先ほど「手作りマスクプロジェクト」のお話もさせていただきましたが、この追加の補正においても、生産活動活性化支援事業費ということで5,000万円の予算を計上させていただいております。これは各事業所に50万円を上限に支援させていただきまして、事業の活動の継続ですとか、場合によれば新しい事業への転換、それから販路拡大みたいなこともあるかもしれませんが、そういったものに充当していただくような事業でございます。

それから、生活の場、例えばグループホームですとか通所事業自体につきましては障害福祉サービスの給付費自体が支出されますので、そこはきちんと支援できていくのかなと考えてございます。

臼井委員 グループホームに全員が入っているわけではないと思いますし、どれくらいかは詳しい数字は私もわかりませんが、実際、雇用契約を結ばないB型に関しては、例えば雇用調整助成金というようなものも使えないということも聞いております。そうすると、事業所側のほうもどのように対応していったらいいのかというのがなかなか判断しにくいところもあつたりとか、現実的にこういったことになると、コロナウイルスのこうした事態になると、真っ先にそういった障害をお持ちの方とか、こういった事業所が仕事を減らされてしまったり、あるいは例えば雇用されている方なんか場合によっては職を失ってしまうようなことも出てくる。そういった可能性もあるのではないかなという心配をしています。

先ほど50万円の支給の話もありましたけれども、果たして50万円で、事業所がそ

れを補填もできて、そしてなおかつ新たな、先ほどおっしゃられた販路の拡大というか、新たな新規の仕事がそれで全部賄えるのかどうなのか、これは非常に難しいんじゃないかなと思っています。

「手作りマスクプロジェクト」については、本当に素晴らしい取り組みだと思っていますし、実際にそれで収入を得られて、そしてなおかつ社会貢献のようなこともできるということで、非常に素晴らしい取り組みだったんじゃないかなと思っていますけれども、あるいは農福の連携のようなことも積極的に県が取り組まれているっていうことも承知はしていますけれども、ぜひ実際のお金、現金というか、そういったものは非常に厳しい状況にあるということを、先ほど申しましたように実態の調査をしっかりとさせていただいて、事業所だけではなくて利用者の生活実態のほうについてもしっかりと調査をしていただいて、やはり県として、市町村と連携するところもあるかもしれませんけれども、そういったところをしっかりと対応を検討していただきたいと思いますと思っています。

生活保護ということもあるのかもしれませんが、果たして生活保護もしっかりと受けられているような、そういった状況があるのかどうなのか。この辺についてもよくお調べしていただきたいし、もし今、少しでもそういった状況っていうのがわかるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

津田福祉保健総務課長 生活保護の状況についてでございます。障害者の就労継続支援に関して、特にB型のところで収入が減っている方に対してですけれども、実際に生活が苦しくなったときには、いつでも生活保護の相談窓口、また困窮者支援の窓口でございますので、御相談いただければそれぞれに合った必要な支援をしていくということで、生活保護も必要な人には受給していただけたらと考えております。

臼井委員 極めて重要なことだと思っておりますし、ぜひ各事業所に対してもそうですし、あるいはそういった業界団体のようなところにも、相談窓口とか、困ったときにはすぐに県や、あるいは市町村もそうですけれども、手を差し伸べられるような、そういった環境、状況があるんだということを事業者、あるいは利用者の皆様に周知をしっかりとさせていただいて、積極的な相談を受けていただいて、そして「手作りマスクプロジェクト」のような積極的な県としてできる支援策というものも新たにまた検討していただきたいと思います。お願いいたします。

古澤障害福祉課長 委員おっしゃるように、実態をきちんと把握させていただくということで、これは市町村とも当然連携をしなければいけませんし、私どもで障害者就業・生活支援センターというものも設置をさせていただきます。就業支援のワーカーですとか生活支援のワーカー等がいらしゃいます。そういう方とも情報交換をしながら、きちんと対策を練ってまいりたいと考えております。

その上で障害者の方々に向けても、そういった情報発信やこういうことを今後考えていくということと一緒に考えていければいいなと考えてございます。そのように障害者の就労といいますか対応を強化できるように取り組んでまいりたいと考えてお



ります。

望月（利）委員 関連して質問させていただきたいのですが、私、本会議で、視覚障害者、聴覚障害者のコロナ禍における支援ということでやらせていただいたのですが、より一步踏み込んだ具体的な話なんです、視覚障害者は、さまざまな通知とかそういったもの、実際にいろいろな郵便物がわーっと来て、今回の申請とか、そういった支援の部分とかを見逃しやすいということなんです。ですから、どういう県のメニューがあるのかという部分を把握しにくいという声が私のところにも届いておりますが、そういった対応というのはどのような形でしているのでしょうか。

古澤障害福祉課長 県では、視覚障害者情報センターを設置させていただいております。そこでは、県の行政情報などを点字にして外へ出したりというようなことに取り組んでおります。

また、図書なども点字図書を備えておまして、そこで情報をとっていただけるというようなこともやっております。

また、実際には、そういったセンター自体が自主的にもさまざまな活動を実施してございますので、その活動自体をさらに強化することも考えていきたいと思っております。

望月（利）委員 視覚障害者さんが多く業としてやっている、あんま、はり、きゅう、マッサージという業界というのも非常に今回密になりやすいということで、かなり事業的に厳しい状況になっているということをお聞きしております。その辺の情報というのは県には届いてますか。そして、その業界自体も、先ほど臼井委員からあったとおり、どのくらいの割合で厳しくなっているのかというような情報がありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 鍼灸のそういった事業をされている方たちも、やはり厳しい状況があるというお話は聞いてございます。実際に給付金を取得するための手続などに同行援護等のサービスが使えないかというお話もございます。そういうサービスは、今、きちんとサービスを提供できる体制になってございますので、そういう場合には、御案内をさせていただいているというような状況でございます。

望月（利）委員 アンケート調査という民間の団体がやったものを入手したんですが、業界の一団体なんです、申請に非常に困っていて、お力をぜひおかせくださいという意見とか、視覚障害があるので書類作成などが不安だという声があります。先ほどおっしゃった部分ですね、より強化していただいて、そしてアンテナを高くしていただいて、漏れのないように、そして隅々まで支援の輪が届くようにぜひ仕掛けていただきたいと思います、最後、一言御答弁ください。

古澤障害福祉課長 きちんとそうした方々、いわゆるフォローがきちっとできるようにということで、サービス事業所自体も当然そうですし、それ以外でも関係する団体に協力を仰ぎながら、できる限り支援をしていきたいと考えてございます。

浅川委員

小島福祉保健部長を初め本当に皆様方には、3月以来、御尽力いただきましてありがとうございます。今、委員各位からさまざまな御意見も出ましたが、これから第2波、第3波が間もなくやってくるんだらうと思っております。これらの意見も聞きながら、県民の生命・財産を守りながら、豊かさが実感できる山梨のために、部長、精進していただきたいと思っております。決意がありましたら述べてください。

小島福祉保健部長 大変御激励をいただき、またお褒めいただきありがとうございます。

先生方に御支援をいただきながら、私ども特に現場の職員は24時間昼夜を問わず新型コロナウイルス感染症と闘っております。私どもも一生懸命現場分析をしながら、また国とも連携をしながら、それから市町村、関係団体、先生方の御意見を伺いながら、県民の命、それから健康を守ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ御支援、御協力をお願い申し上げたいと思っております。一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

主な質疑等 教育委員会関係

※第69号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(地域との協働による高等学校教育改革推進事業費について)

宮本委員 教の2のマル新の地域との協働による高等学校教育改革推進事業費ということで、国の採択事業だとお伺いしたいのですが、この地域への愛着を醸成し、支える人材を育成するためということなんですけど、具体的にこれは何をやる事業なんですか。

荻野高校教育課長 将来、県内外、それから国内外から地元山梨を支える人材の育成を目指して、他校や市町村、高等教育機関、産業界等と共同事業体であるコンソーシアムを構築し、協働して地域課題の解決に向けた体系的な学びを実践することとしております。

具体的には、例えば県立笛吹高校との協働によって農業実習を行ったり、あるいは合同の中国語講座を行ったり、あるいは山梨大学、県立大学の御協力による講演会、山梨学院大学の留学生との交流、あるいは県内企業人講話、あるいは県内先端企業見学等の行事を計画し、若いうちから地元の方と深くかかわる中で、地域とのつながりを確認したり、地域への愛着を醸成したりというようなことを目的として行う事業でございます。

宮本委員 済みません。よくわかりました。

もともと以前も甲府第一高等学校はすごく先進的な、探究科もそうですけど、国際的で、かつこれまでにない、単に知識を学ぶだけじゃない授業をされているということで非常にすばらしい試みかなと思うんですが、採択事業ということで、何年間くらいやるような事業になっていらっしゃいますか。

荻野高校教育課長 今年度から3年間を予定してございます。

宮本委員 甲府第一高等学校はもちろん最も古い歴史を持って伝統的な高校であることは承知しているんですが、ぜひその研究結果をしっかりとほかの県立学校にも広げていただくことと、ほかにももっとこういった国の研究指定というか、そういったものを受けられるような体制づくりをしていただければなということをお願い申し上げます。

荻野高校教育課長 甲府第一高等学校を中心に行いますが、先ほど申し上げましたように、高校として笛吹高校、さらに山梨大学の附属小中学校とも連携して、子供たちにも研究した内容をわかりやすく伝えるような、そんな機会もあります。研究した内容を広く周囲に広げていくことで、他校にも影響を与えられるのではないかと思います。甲府第一高等学校を中心に地域への愛着を深めるような教育を進めていければと思います。

臼井委員 済みません。この事業について少し関連で御質問させていただきたいと思っております。

甲府第一高等学校を今回指定しているということであるんですけれども、以前はスーパー・グローバル・ハイスクールということでもずっといろいろと活動、勉強していったと思うんですけれども、今回のこの事業で甲府第一高等学校を指定しているのは、グローバル型というのですか。このグローバル型に指定した理由というのを伺わせていただけたらと思います。

荻野高校教育課長 委員御指摘のとおり、甲府第一高等学校は、平成26年から平成30年度まで5年間、スーパー・グローバル・ハイスクールの指定校として、本県が抱えているさまざまな地域の課題を手がかりに探究活動を行うとともに、英語での発信力育成を含めたカリキュラム開発を行ってまいりました。

また、令和元年度は本事業の準備校、いわゆるアソシエイト校として笛吹高校、それから地域の小中学校、山梨大学などとコンソーシアムを構築し、地域人材を活用した活動が行えるようになりました。

今回の国の指定は、これらの蓄積がベースにあったことが評価されたのではないかと考えております。

臼井委員 少し見させていただくと、今回、やまなし創生という構想というか、テーマというか、そういったものを掲げて取り組んで協働を進めていくということだったんですけれども、もう少し具体的にどういった形で協働を進めていくのか、そして、やまなし創生というものも含めて、具体的に教えていただけたらと思います。

荻野高校教育課長 具体的な事業といたしましては、先ほど少し申し上げましたけれども、地元のコンソーシアム、例えば笛吹高校の農場をお借りして、実際に笛吹高校の生徒たちと一緒に農作業を行いながら、農業を切り口に諸課題についての調査・研究を進める、あるいは2年次からはコンソーシアムを活用して、機械・電子、関連分野にも視野を広げ、今話題になっていますSDGsの視点も踏まえて探究を進めていく。また、3年次には探究成果をまとめ発表するとともに、例えば自治体や県に対して提案活動なども行ってまいりたいと考えております。

提案発表会につきましては、例えば自治体ですとか、そういうところも可能であれば出向いて、提案型のものを計画していると聞いております。

臼井委員 承知いたしました。少し中身を見ると、国内外、あるいは県内外で山梨のために貢献できる人材を育てていくなんていうことがあったんですけど、個人的には県内外とか国内外というよりは、県内で活躍していただくと、はっきりとそのようにおっしゃっていただいてもよかったのかなと個人的には思ったりするんですけれども、その辺の部分はどのような形で、山梨県の地域の発展というものにかかわっていくような形というのは、これは先のことになりますけれども、例えば高校を卒業して、せっかくそこで学んだことを具体的にどのような形で山梨の発展に生かすようなことを想定されてらっしゃる

んでしょうか。

荻野高校教育課長 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、例えば地域への愛着を醸成するためには、地域のことをよく知ることが必要だと考えます。高校生のうちから地域への愛着でしたり、地域に何らかの貢献をするということで提案型の発表会も考えておりますので、例えばそこで提案したことが地域の役に立ったというような、そういう実感があれば、地域への愛着もさらに湧くかなと。例えば大学等へ進学して都市部へ行ったとしても、就職に伴って山梨へ帰ってくる、あるいはそのまま都市部等で就職したとしても、そちらのほうから地元山梨に何らかの貢献をしてもらえる、そのようなことを期待しております。あるいは、高校生が大きく世界に羽ばたいたとしても、地元、日本、あるいは山梨に関心を持っていただければ、彼らが何か地元への恩返しというようなものを考えてくれる、そういう機会になるかもしれないという期待もっております。

臼井委員 私も甲府第一高等学校の出身でして、もちろん探究科ではありませんけれども、この事業を通して地域への愛着をつくっていくということですので、せっかくですから将来の山梨を直接的に支えていただけるような、そういった人材をぜひ養成していただくことを最後にお願ひ申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

(重度肢体不自由児童生徒学習機会等支援事業費について)

鷹野委員 それでは、教の3ページの特別支援の関係でお伺いします。  
新型コロナウイルスの関係で、特別支援学校も休業、休校ということで余儀なくされたところでもありますけれども、そういう中でこの重度肢体不自由児童生徒学習機会等支援事業ということで予算計上されておりますけれども、この中で特にコミュニケーションをとるのが難しい、また学習の機会の確保と円滑な意思疎通を支援するための取り組みということで、事業内容が何となく想像はできるんですけれども、視線入力装置の整備ということがありますけれども、この装置はいかなるものなのか、御説明いただきたいと思えます。

百瀬高校改革・特別支援教育課長 重度の肢体不自由児童生徒は、言葉や身ぶり手ぶりで自分の意思を表現することが難しい状況でございます。今回整備する視線入力装置につきましては、そのような児童生徒のコミュニケーション等の手段といたしまして、ノートパソコンのUSBポートに接続することで、画面を見る瞳の動きを赤外線で読み取り、マウス操作やキーボード入力、これにかわってパソコンの入力を視線だけで操作できる装置でございます。

鷹野委員 具体的にどのような学校に何台くらい装置を設置する予定なのでしょうか。

百瀬高校改革・特別支援教育課長 整備する学校につきましては、甲府支援を初めまして、あけぼの、やまびこ、ふじぎくらの各支援学校4校でございます。

また、整備台数でございますけれども、この4校には当該装置を必要としております

重度の肢体不自由児童生徒が42人おります。現在、視線入力装置を16台保有しておりますが、小学部、中学部、高等部の児童生徒でそれぞれ譲り合っているような状況でございます。このため、対象の児童生徒全員に行き渡るように、不足する台数の26台、これを整備するものでございます。

鷹野委員 16台あって26台を追加して、漏れなく42人に対応できるということですね。わかりました。

あと、この整備をすることによって、当然、機械で入力したりいろいろなことができるようになるかと思えますけれども、その辺、どのような学習効果に寄与する内容になるのか、もし内容等がわかりましたらお願いしたいと思います。

百瀬高校改革・特別支援教育課長 今回の整備によりまして、対象児童生徒が1人1台の入力装置を利用できるようになりまして、自分自身で主体的に学習に取り組んでいるという実感が、学習意欲の向上ですとか興味・関心の拡大につながりまして、学びの充実が期待できるものと考えております。

また、今後、新型コロナウイルス感染拡大によりまして学校休業となった場合におきましても、装置自体が持ち運べるものですから、在宅におきましても学びのツールとして活用が可能となりまして、学習機会の確保に寄与できるものと考えております。

鷹野委員 今回の整備をもとに、また今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波の到来が予想されておりますけれども、これらを踏まえて学校が休業になったとしても、今後の学習する子供たちの学習権を確保できるように全力で努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

百瀬高校改革・特別支援教育課長 今回整備した視線入力装置を最大限利用して、児童生徒の学習機会と、またいろいろな学習方法等がございますので、そういったものにも生かしながら活用してまいりたいと思います。ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(学校体育大会等補助金について)

遠藤委員 今の学校体育大会補助金について御質問いたします。

これは連盟への補助金ということなのですが、スポーツ議連のときも少しお話をさせ

てもらいましたけれども、地域によっては個人負担があるようなところもあるということで、県としてもそれは把握しているということでもあります。この大会の補助でそういう個人負担のようなものがあるかどうか伺いたします。

上田保健体育課長 まず、この補助金については、小中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟にそれぞれ補助金としてお渡しする金額であります。

また、委員御質問の個人負担の件でありますけれども、まず、小中体連におきましては、総合体育大会の参加費として1人500円参加料を徴収しております。さらに、高体連のほうでは、年間を通しての負担金として全生徒からお金を集めているというような状況があると伺っております。

遠藤委員 その小中学校のほうの負担金は、全部の生徒から徴収しているのでしょうか。

上田保健体育課長 大会に参加する児童生徒から徴収をしております。

遠藤委員 つまり、頑張って勝っていった子供が大会に参加して、参加費を徴収する、運営費に充てるということなので、これは制度として私は考え直してもらったほうがいいように思うんですけれども、高体連のほうに全員が参加費を出すとか、また、地域格差がないような、そういう方向を見出してもらったほうが私はいいと思いますがいかがでしょうか。

上田保健体育課長 小中体連におきましては、以前から法令外負担金をいただいております、この金額については変えるということもできないということで、児童生徒数が減少している中で大会運営に対する経費や熱中症等の対策で経費もかさむということで参加料を徴収するということになったと聞いております。

また、県といたしましては、小中体連にも高体連にも大会の開催費の補助金を支出しております。また、全国大会や関東大会の参加費の補助等、また、各部活の強化費等の助成も行っているところであります。

遠藤委員 今の時点では、現状のままということのようですけれども、いろいろな関係者から話を聞けば、やはり問題があるようなことを言われているので、今、制度の話もされましてけれども、ちょっと議論をしてもらったほうがいいように私は思います。いかがですか。

上田保健体育課長 その件につきましては、また、小中学校体育連盟、あるいは、高等学校体育連盟ともよく相談をしていただいて、今後、長い期間生徒数が大きく減少するというような見通しもございますので、検討する必要があると思いますので、検討させていただきたいと思います。

(学力向上総合対策事業費について)

杉山委員 教4ページの学力向上総合対策事業費ということで、当然ながら学校は春先に休学があつて、スケジュール的に大分厳しくなったということは承知しています。そういう影響でおくれを取り戻す、内容を濃くしてということだと思いますけれども、もう一度、すいません、1番、2番、それぞれあるんですけども、人数的に、ちょっと先ほど説明の中にあつたかと思いますが、それぞれ何人ずつ補充をするということになるんですか。

中込義務教育課長 それぞれの人数でございますけれども、1番の学力向上支援施策につきましては、335人の配置を予定しております。

2番のスクールサポートスタッフにつきましては、270名の配置を予定しております。

杉山委員 その人数が配備されたときに、十分にその学力までこれからのスケジュール的に補える人数なのかということが一つと、それだけの人数というのはすぐに補充できるのか、そろえられるものなのですか、それをお聞きしたいと思います。

中込義務教育課長 こちらの人数につきましては、市町村である程度めどがつくということを条件に上げていただいたものです。それぞれ学校の実情に合わせて配置をすることになりますので、大体平均1校1人ないし2人ということになると思いますけれども、十分に対応できるように確保していきたいと思っております。

杉山委員 先ほどの説明の中で、卒業年度を中心にとということだと思ふのですが、恐らく、各市町村でこの人数を確保できるというようなことで上がってきているんだと思うんですけど、当然ながら、やっぱり希望する人数に達していない市町村も恐らくあるんだと思います。そうすると、やっぱり一番影響を受けるのは卒業年度の子供たちということになるので、その辺はしっかり、卒業する子供たちはこういう事態ですごい影響を受けるんだと思います。そういうところはしっかり見て、少なくとも卒業する年度の子供たちに対してはそういう漏れということもないですけど、十分そういう手当を行き届くような施策にしていきたいと思ふます。

中込義務教育課長 委員御指摘のとおり、6年生と中3に関しては今年度しかございませんので、十分に対応しながら、今年度中に教育課程を終えることができるように積極的な採用を進めていきたいと思っております。

(公立高等学校奨学給付金について)

宮本委員 教5の公立高等学校奨学給付金についてお伺いしたいんですが、これは国補で10分の10、1,600万円ということなんですけれども、もう少し制度の内容について説明をしていただいてもよろしいでしょうか。



荻野高校教育課長 感染症対策のため、公立高等学校において臨時休業や分散登校等の措置が講じられる中で、奨学給付金を上乘せして、家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援するものでございます。

宮本委員 確認なんですけど、この「経済的に余裕がない世帯の高校生等」というのは、もともと奨学金を受けている人という認識でよろしいでしょうか。

荻野高校教育課長 そうです。奨学給付金を受けている世帯で、生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯が対象となります。

宮本委員 大体、県内にどれくらい想定されていますか。

荻野高校教育課長 想定ですが、1,614人と想定してございます。

宮本委員 1,614人ですと、1人1万円ということだと、理解したんですけれども、オンライン教育に関わる通信費負担ということで、ルーターを渡すのか何をするのかわからないんですけど、1万円を渡してルーターを買ってくれということでもいいんですか。

荻野高校教育課長 これはそういうルーターを買うということもあるかもしれませんが、基本的には家庭において通信費に充てるということを誓約していただくということにしております。

宮本委員 仮に通信費に充てるとすると、家庭用のWi-Fiで月の通信量は5千円～1万円くらいだと思うんですけど、1カ月か2カ月しか当たらないんですが、それを想定してという認識でよろしいのでしょうか。

荻野高校教育課長 御指摘のとおりです。

宮本委員 後で所管でも質問しますけれども、1,614人の方に通信費を給付するのは非常にいい事業だと思うんですが、第2波、第3波が起こって再び学校が休みになったときに、1万円で1カ月、2カ月の通信費では足りないと思うので、ぜひこういった制度をさらに拡充していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

降旗理事 今の委員の御指摘でございますけれども、既に6月の補正で高校生の家庭に遠隔教育の環境がない御家庭には、ルーターを貸し出すということ年内まで行う予定になっております。残り年明けの1、2月から3月の部分で契約が切れる部分がございますので、今回のこのお諮りしているこの奨学金をもって対応をいただきたいと考えているものでございます。

鷹野委員 先ほど杉山議員からもお話があった件ですけど、新聞に小6、中3、学級分割で授業継続、県内13市町村教員追加検討ということで載っているんですけど、たしか、各学

校、教育委員会、またそこから各学校に意向を調査したと思うんですけど、具体的にその数字等がわかりましたらお願いしたいと思います。

小田切次長・総務課長事務取扱 実際、小学校、中学校を管轄しておりますのは市町村教育委員会でございます。なので、先ほどの人的なめどというところもあるんですが、各市町村教育委員会のほうに人数的なところを実際どのくらい必要でしょうかということは照会をかねまして、まず、教員の加配のところは全部で54人。学力向上支援スタッフが335人、スクールサポートスタッフが270人ということで、これは市町村の教育委員会の要望を踏まえた形で人数を出しております。

鷹野委員 そうなると、上がってきた数字が丸々乗っかっているという見方でよろしいんですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 そのとおりでございます。その数字で出しております。

鷹野委員 今、丸々乗っかっているとすると、多分、お声がけして、オーケーが出ているところだけを意図しているような、見方を私はしているんですよ。

要は、具体的に言うと、私の地域でも人材確保のめどが立たないことから追加配置を見送った自治体ということが書いてあるんですけど、実際そうなると、希望はあるんだけど、なかなか見つからないので手が挙げられないという状況が多々見受けられるんですけど、その辺はどう理解されていますか。

小田切次長・総務課長事務取扱 まず、配置につきましては、コロナの対策という部分もありまして、部屋を分ける分けないというところがまずございまして、学校によってはスペース的にフリースペースを使ったりして部屋を分けなくても大丈夫だとか、いろいろなパターンがあると思うんですが、基本的には、メニューが3種類ございます。

一つは教員の免許を持っていらっしゃる方、あとは学力向上支援スタッフというのは、免許状を持っている方もありますし、これから免許状を取ろうとしている大学生なども実は想定をしております。要は、学習支援ができる人というのが学力向上支援スタッフです。それ以外に、スクールサポートスタッフというのが出てまいります。これにつきましては必ずしも教員でなくてもできる仕事をしてもらおう。例えば机の掃除だとか、プリントの印刷だとか、そういったことをやっていただくのがスクールサポートスタッフでございます。少なくとも物を教えるというところになりますと、教員もしくはこの学力向上支援スタッフということにはなるわけなんですけれども、それにつきましては、各市町村教員の中で、教員免許を持っていらっしゃる方だと無理だけど、例えば大学生だといいか、もしくはこの人だったら大丈夫だとかということをお勧めしながら選んでいただいているような形になります。

鷹野委員 要は、学校でワンデー、フルタイムでそっくり1日オーケーだという先生がいるケースと、中には時間細切れで協力できるよという先生が当然いる中で、それも学校は把握しているんですよね。そういう中で、この加配と言っている部分は、ワンデー、フルタ

イムの人を言っているという理解でよろしいんですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 教員の加配につきましては、市町村教育委員会の確保できる方にもよるんですが、フルタイムの確保ができる方もいらっしゃいますし、あと、例えば半日という部分だったら勤めてもいいよという方も含まれての数字です。

鷹野委員 そうなると、若干この書き方だと私の地元は人材のめどが立たないから、本当は希望しているんだけど、追加配置ができないという見方しかとれないんですけど、この辺は今の説明と若干矛盾すると思うんですけどいかがでしょうか。

中込義務教育課長 三つ、先ほどメニューがあるというお話をさせていただきましたが、総務課の所管業務が加配でございまして、義務教育課が所管しているものが学力向上支援スタッフとスクールサポートスタッフということになりますけれども、総務課が所管している加配というのは、小6と中3、最終学年のみ対応するものです。一方、義務教育課が所管している学力向上支援スタッフは、小6、中3に限らず対応できるというものになっております。

委員御指摘の、人がいないので充てることができないという市町村についてですが、基本的にはほとんどの市町村が追加加配を希望しておりまして、希望していないところは、希望できないところを含めてですけれども、本当に小規模のところということです。現有の人員で賄えるという見通しを持った中で挙げていないという市町村もございまして。今後それらの市町村が追加配置を希望するというのも考えられますので、委員御指摘のとおり、なかなか人材を確保できないということであれば、こちらのほうでもサポートしながら配置を進めていきたいと思っております。

鷹野委員 そうやって人が手配できないから残念ながらというのではなくて、やはり教育の均等、また、それぞれの地域でもなかなかスタッフが見つからないという事情は十分ありますので、その辺は今お話あったように次の段階でも手当ができるということであれば、そういう方向も改めて各学校、教育委員会にアナウンスして、再度手厚い教育ができるようにお願いしたいと思えます。今一度お願いいたします。

中込義務教育課長 市町村の状況を見ながら、的確に対応していきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※請願1－7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

杉山委員 ゆきとどいた教育を求めることについての請願について意見を述べさせていただきます。

請願事項の各項目につきましては、少人数教育施策、はぐくみプラン、県立高等学校長期構想、また、やまなし特別支援教育推進プラン等に基づき、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備、充実に順次努めていると承知をしております。

また、知事は本県公立小中学校への25人を基本とする少人数教育の推進に向け、まずは令和3年度から小学校1年生に25人学級の導入をすることとしています。さらには、県教育委員会では、各種審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で今後の高校のあり方や、特別支援教育推進の方向性を検討している状況であることから、継続審査が適切と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

#### ※請願2-7号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見

望月（利）委員 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について意見を述べさせていただきます。

学校現場における課題が困難化、複雑化している中で、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、きめ細やかな指導のための教職員定数の改善や、少人数学級の推進が必要であります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、遠隔授業やグループ分けによる授業を実施するなど、教職員の負担増加が懸念されております。

県においては、既に県独自で少人数学級の推進のため、令和3年度から小学校1年生に25人学級を導入することとされていますが、国には少人数学級の推進等が求められているというところであります。

一方、三位一体改革の中で義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政は圧迫されております。

義務教育は、国が必要な財源を保証することによって教育の均等機会と教育水準の維持向上が図られるものであります。また、義務教育が憲法上の国民の権利義務にかかわるものであることから、財政面での国の責務を明らかにし、義務教育費国庫負担制度の堅持等、確実に財源を補助する必要があります。よって、本請願は採択が適切だと考えます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

## ※所管事項

### 質疑

(コロナ禍での休校中の取り組みについて)

宮本委員 コロナ禍での休校中の取り組みについてお伺いしたいのですが、御承知のように3月から5月まで約3カ月間、県立学校が休校をしていたということで、父兄というか親御さんたちも学校がない状況で非常にさまざまな不安や懸念があったということで、学力もそうなのですが、東京都ですと9月入学を求める推進の運動がありました。私もたまたま推進の方とかかわっていたのでいろいろ討論させてもらったんですが、要するに、その保護者さんたちの合言葉に「コロナ世代と呼ばせない」と、コロナ世代になってしまったから、例えば昔だったら学力が低いとかそういうことになってしまうのではないかと、学習機会が短かったからと、そういうことを言わせないと、一つの合言葉で、そういった9月入学とかそういった活動を推進する保護者というかPTAとか、さまざまな懸念を抱えていたわけですが、この第1波が一旦は収束に向かっていくという中で、この3カ月間県立学校としてはどのような取り組みをしていたのか、まずお伺いしたいと思います。

荻野高校教育課長 学習に関してですが、まず、各学校ともに工夫をして郵送等で課題を家庭に配付するなどして、登校日を設けましてそのときに持参させて、あるいは中には工夫を凝らしてげた箱を使ったやりとりなども休業期間中にしていた学校もあったと聞いておりますが、紙の課題等による学校と家庭とのやりとりがございました。

それからオンラインによるさまざまな学校と家庭とのやりとりもございました。県教育委員会高校教育課といたしましては、県立学校の全生徒にアカウントを付与し、昨年配備した教師用端末に組み込まれたグループウェアを活用して双方向の通信をできるようにいたしました。また、各学校で学習動画を自作いたしましたして、それをオンデマンドで生徒が見られる状況で見るといようなことを工夫した学校もございます。私どもの調査では、全ての県立高校が何らかの形でオンラインによる遠隔教育を行ったことを確認してございます。

先ほどもありましたが、4月の補正予算を活用いたしまして自宅に通信環境の整っていない生徒にはWi-Fiルーターの貸し出し、約550台を行い、生徒の通信環境の確保にも努めてまいりました。

宮本委員 きょう、日本国内でまた新たな感染者が110人ということで、緊急事態宣言後、最

多であると。

当然、知事も第2波、第3波に備えてということでおっしゃっていますが、第2波がもし来てまた休校措置をとらざるを得ないような状況になったときに、現状と、その次の第2波が来て休校になったときに、どう変わっているか。ゴールというか、今がここであるとするならば、こういう状態にしたいという、そのゴールというのはどういう状況を指すと考えていらっしゃるでしょうか。

荻野高校教育課長 今回の休業につきましては、各学校ともまさに寝耳に水の状態でございました。まさに手探りで遠隔教育を始めたものでございました。この3カ月の間、学校も、あるいは我々高校教育課もさまざまな手立てを考える中で、例えば、先ほど申し上げた双方向のオンラインのシステムが構築できたというような成果、あるいは、各学校でも今までICTに触ったことのないような先生方がビデオづくりとかそういうものを通してICTのよさ等に気づいたというようなことも伺いました。また、モデル校を一つ設定しまして、そちらで双方向のホームルームですとか、あるいは授業などもさまざまな試行をしていただく、それを県下の先生方、ほぼ全ての学校の先生方が実際にごらんになって研修をされたというようなこともあります。

従いまして、仮に第2波が来て次の休校措置が行われた場合にも、前回に比べれば格段の遠隔教育のソースがそろっております。

先ほど委員が御指摘されたゴールというのは、理想を言えば対面授業とほぼ同程度の効果のある遠隔教育ができればということでございます。それにはまだまだ時間はかかり、先生方の研修とか、あるいは機器の整備とか、そういう課題はあると思いますが、最終的なゴールはそこだと考えてございます。

宮本委員

今御答弁いただきましたように、いろいろな方向でさまざまな遠隔教育、双方向、あるいは一方の取り組みをされていると私も承知しております。ある公立高校では、双方向の遠隔教育ということで、休校期間中にあるIT会社が提供する遠隔学習支援、G Suite for Educationを使って、学習支援を行ったと聞いていますけれども、この結果、双方が学校と生徒がコロナ禍でもしっかりとコミュニケーションをとれた。遠隔のホームルームや遠隔授業も行ったと聞いています。このG Suiteの一番いいところというのは、パソコンであろうと携帯であろうと端末を選ばない。いわゆるインターネットにさえ接続できれば、生徒は家庭や学校とインターネットを通じてつながる環境が実装できた。

ただ、問題はインターネットがあるかないか、先ほどの予算でもありましたけれども、インターネットがある環境とない環境はやっぱり大きな学習の格差が生じてしまっていることが、ある意味コロナでは明らかになったという課題があると思います。

そこで質問なんですけど、今、県教委として生徒の家庭でのインターネット環境があるかないかという状況についてどの程度把握されているか伺います。

荻野高校教育課長 生徒のインターネット環境につきましては、5月頃、各学校に生徒用のルーターの貸し出しに伴いまして調査を終えてございます。基本的には、先ほど申し上げましたけ

ど、ほぼ500強の生徒が、15分程度の動画を見るのがなかなか難しいと回答してございまして、それで今期にルーターを貸し出しすることを決定したところでございます。

宮本委員 済みません。よくわからなかったのですが、全県の公立高校の生徒で500人がインターネット環境がないという回答を県教委として把握されているという認識でよろしいですか。

荻野高校教育課長 インターネット環境があるかないかという調査ではございません。仮に、例えば携帯等を持っていたとしても、あるいはW i - F i 等があったとしても、例えば15分程度の動画を継続的に見ることが難しいと、高校生に聞きましたので、わかりやすくということでこのような問いかけをして、必ずしもインターネット環境があるなしということではございません。

宮本委員 ある公立高校の遠隔教育の導入にかかわらせていただいた際に、仮に当然携帯を持っている生徒というのは多いわけですけど、当然携帯の場合は容量が月で決まっております。御承知だと思いますが。そうすると、当然のことながら、動画とか見るとあっという間に上限超えて、急に遅くなったりとか、あるいは契約で言ったらすごい金額を請求されてしまうわけですね。そうすると、当然どういう環境であったら、例えばW i - F i をルーターで飛ばしているような状況であったりとか、あるいは、そのまま携帯でも無制限に使えるような状態であるならば、ある意味遠隔教育というのはスムーズにできるというわけでありまして、そういう状況まで把握しているのかということと、課長がおっしゃった、遠隔教育を双方向で進めていく中で、当然、県としては、各公立学校、県立学校の生徒の家庭のインターネット状況、つまり双方向で授業ができるような状況に持っていくために、そういう環境が整っているかどうかというアンケートくらいはすべきだと思うんですが、それについてはどのように考えていますでしょうか。

荻野高等教育課長 まず、調査といたしまして、先ほど申し上げましたように、分散登校下でもありましたので、なるべく生徒にわかりやすいということで15分程度の動画が視聴できるかどうかというような問いかけをさせていただきました。より詳しいインターネットの環境の調査というのもこれからは必要ということもありますので、どういう調査がいいかどうか検討しながら対応してまいりたいと思います。

宮本委員 アンケートはぜひとっていただきたいと思います。とらないと、正直コストも換算できないと思います。家庭にちゃんとしたW i - F i 環境があるんだったら、ある意味ルーターの貸し出しも必要ないですし、先ほどおっしゃった1,600人、いわゆる家庭の経済状況がよくないという子供たちということですけど、それ以外も当然インターネット環境がない子供たちがいるわけで、そこに対してちゃんとした教育格差を生じさせないで同質、平等に教育を提供するならば、当然のことながら家庭のいわゆるインターネット環境を調べて、何が必要かというのをやるべきであると私は思いますのでぜひよろしく願いいたします。

また、これは提案なんです、先ほど申し上げたG Suite for Educationというのは無料の遠隔教育の学習支援サービスで、これをある1高校に導入したとき、非常にこれは今も含めて非常に評判がいいんですが、県として、コストがかからないのであるならば、使う、使わないというのは各高校に任せるにしても、全県でこの一つのアカウントをしっかりとって、一人一人にちゃんとアカウントを配って、先ほど申し上げたとおりデバイスがあればどこでもアクセスして双方向に授業できるようにすべきだと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

降旗理事

委員の御提案、ありがたく伺っておりますけれども、先ほど高校教育課長のほうから御答弁申し上げました、教職員の端末を通して今回遠隔授業を各全学校のほうで行ったわけでございますが、その際に当たりまして、他社のアカウントを全教職員、それから全生徒分のものを取りながら今回の遠隔授業を実現しているところでございます。

また、デバイスを問わないということも、最近の大手の環境というのは、そのあたりも対応しておりますので、県立学校でも同じような環境が実現できるような状況になっているところでございます。

一方で、委員御指摘のようなグーグル、G Suiteを既に使って運用しておられる県立学校もありますので、これを排除するだとか、そういったことは全く考えておりませんで、このアカウントだとか、その取得だとか、どのように県立学校のICT環境がよりよくなるかどうかというのは、引き続き県教委としましても検討していきたいと思っておりますので、そのあたりを今考えているという状況でございます。

宮本委員

どこのサービスを使っても私は子供たちにとってよければ心配ないと思いますし、当然、環境がしっかり担保されて、先ほど申し上げたとおり、教育の機会がしっかりと学びをまさにとめない状況にあるならば、それで全然構わないと思っております。

その上で、先ほど高校教育課長の御答弁にありました研修についてお伺いしたいんですが、今回、GIGAスクール構想で1人1台端末が入るということで、県立学校、今特に、1人1台となっていないんですが、ネットワークとかインフラは余り整っていません。教員も一人一人知識と意欲というのは、やっぱりかなり重要になってくるのかなと思うんですが、例えば子供たちと遠隔でコミュニケーションを図る能力とか、あと、オンラインで授業をする力、これは当然目の前でリアルでやるのとは違うわけですし、こういった、先ほど御答弁にありましたように、研修ということについて早急にいわれるビルドアップしなければいけないと考えるのですが、それについてどのようにお考えかお伺いします。

降旗理事

委員の御指摘のとおりでございます、県立学校のネットワーク環境整備ですとか、端末の整備等を進めていくと同時に、委員御指摘のような教職員のICT指導力というものも非常に重要になってきます。ICTを使ってどのようにわかりやすい授業を実現するかという観点や、子供のICTを使いこなす力をどう引き伸ばすかといった先生自身の指導力というものも、少しこれまでより1段ステージが上がる形で教示していかないといけないと思っております、このICTの変化に先生方も対応できるような研修



というものも今少しずつ変えているところがございますが、今後検討をさらに進めていかないといけないと思っており、取り組みを進めてまいりたいと考えているところがございます。

宮本委員

ぜひ研修については、他県でも、御承知だと思うんですけど、そこがネックというか、小中高校で、各学校単位できているところと、できてないところの差が非常に激しいと承知しておりますので、ぜひしっかりと拡充していただければと思いますし、オンラインの怖さというのは、前提条件が変わることだと思っているんですけど、知識を得ただけだったら正直本当にユーチューブで全て済んでしまう時代になっているわけですから、これはもうさんざん文部科学省から、あるいは国から言われていることですけど、学校の先生がファシリテーターというか、知識を教えるのですけれども、どういう経験や知識が世の中にあって、それをどう教えていくかというところにぜひ特化していただくような、それはあくまでツールとしてのICTだと思いますので、そういう研修をしていただくことをお願い申し上げます。

最後に、LAN環境の整備状況について、ちょっとこれ、義務教育課と高校教育課に主に聞きたいんですけど、2月補正で3億円くらい国でLAN環境の整備、校内LANの整備というのは進める予算をつけたと記憶していますが、それで今どういう状況になっているのか、それをお伺いしたいと思います。当然、コロナ禍で学校に行けたとしてもクラスを分けて授業をする場合、1人の先生が別の教室でやって体育館で受ける可能性もあるわけですから、その場合に、一つはLAN環境の整備がどこまで進んでいるのかということに関して、2月に予算をつけて、今どういう状況になっているのか、高校教育課と義務教育課にちょっと状況を教えていただければと思います。よろしく願います。

荻野高校教育課長 県立学校の無線LANの整備につきましては、国の令和元年度補正予算を活用して計画を進めているところがございます。現在、各県立学校の普通教室、または特別教室での設置工事の施工に向けて設置場所の確認ですとか、詳細な準備作業を行っているところです。今後、入札等の手続を進めまして、秋口ごろには工事を発注し、今年度内に設置を完了させたいと考えております。

中込義務教育課長 小中学校につきましては、昨年度から計画はつくってございまして、早い学校はそろそろ工事に入るという状況でございます。今年度中の完成のため、市町村を支援している状況でございます。

宮本委員

ぜひ早急に整備していただきたいのと、つけ加えますが、LANの整備といっても、これまでも多分コロナの前だとWi-Fiを一つつければいいという感じだったと思うんですけど、当たり前のように30人が同時接続して同時にユーチューブを見ても落ちないような状況っていうのは結構タフなLAN環境になりますので、そういう意味では3億円の予算で足りるのかどうかってちょっとわかりかねるところではありますけど、ぜひそういう部分を含めてしっかりと整備していただくことをお願い申し上げます。

して質問を終わります。

荻野高校教育課長 御指摘のとおり、あとでこんなものをつけたというようなことにならないように、しっかりと精査して進んでまいりたいと思います。

(学校行事について)

杉山委員

先ほど来、話が出ているのですが、この2月くらいですか、コロナの拡大が始まって、学校から見ると卒業式、入学式、それとまた先の見えない休校が続いてという大変な状況の中に子供たちがいたわけで、そういう中で大人の社会を見ると朝から晩まで批判ばかりの番組とか、そういった大人の社会の不安の中で不安を一番感じるのは子供たちだと思んですけども、そういった中で、けさも登校する子供たちを見てきて、ああよかったなと思んですけども、学習支援については先ほどお話もあったように、できることは一生懸命やるということが大事だと思いますけれども、やっぱりもう一つ、けきの新聞にもありましたけれども学校行事です。修学旅行とか、あるいは運動会、学園祭とか、そういったことも一つ大きな、自分だったら勉強よりはそっちのほうがとは思んですけども、やっぱり人生振り返ったときにそういった行事があるからこそ、その学校にいたんだという思いもあるんだと思います。そういう意味で、本当に不安の中でこの先どうなるかわからないという不安の中で今、頑張っている子供たちにやっぱり明るいそういったことを与えるのも私たちの責任だと思んですけども、この記事によると、各学校単位でやる、やらないとか決めるというような状況なのでしょうか。

中込義務教育課長 委員御指摘の行事についてですが、学習だけではなく行事を通して子供たちも成長をするということが非常に大きいと思いますので、その点についても配慮をしていきたいと思えます。現在、義務教育課が把握しているものを申し上げます。まず、修学旅行ですが、実施時期の未定のところが3校ございますけれども、中止をするという学校は現在のところございません。県内小中学校264校ございますけれども、10月に実施をするという学校が110校と最も多く、次いで11月に58校、9月に33校という予定です。最も遅い学校は3月に1中学校が実施を予定をしております。

次に、文化祭と運動会ですが、学園祭につきましては9校で文化祭を、1校で体育祭を実施しないことは決まっていますが、何らかの縮小は行いますけれども、学園祭全てを中止する学校は現在のところございません。こちらは、80校のうち、ほとんどの学校は9月実施をするという予定でございます。

運動会につきましても、中止する学校はございませんで、時間短縮ですとか、参加者の限定等を対応した上で実施予定ということで、実施の時期はほとんどの学校が9月と10月という予定で現在計画をしております。

杉山委員

いずれにしても、こういう感染症という状況なので、なかなか判断をしづらいのはわかるんですけども、先ほど言ったように本当にこういった不安の中での日々頑張っている子供たちがいるわけですね。そういった子供たちに、その先にこういうことがあるんだということを本当に示していただいて、ただ、まだちゅうちょしているようなとこ

ろがあったら、ぜひ県が指導して、こういったものをやりますというようなことを先に子供たちに示すということは、こういうときだからこそ大事なことだと思います。これからはポストコロナがどういう状況になるかわかりませんが、いずれにしてもいろいろなことに通じるのでしょけれど、自粛だとか中止することは簡単だと思うんですけども、やっぱり子供たちの人生を考えたときに、どうやればいいのか、実行するためにどうすればいいのかという、実行することを前提にいろいろなことを考えていけば、やっぱりその解決策は出てくるんだろうというふうに思いますし、子供たちも夢を持てるんじゃないかなと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

中込義務教育課長 委員御指摘のとおり、3密を回避するなど、集団感染のリスクを徹底しながら充実した行事になるように指導していきたくて思っております。

大久保委員 私も今、全く同じ質問だったので、関連ということでお伺ひしますが、やはり座学の学習も大事ですけども、一生の思い出づくり、友達との貴重な体験ですからね、これはぜひ注意しながら、今後の状況わからないですけどもお願ひしたいということと、例えば修学旅行が懸念されるのは、通常ですと4月から11月、12月にするわけですけど、9月、10月、11月で集中するというところで、例えばみんなが江ノ島といった同じような定番のところを考えると、逆に宿泊施設にまた集中してせっかく計画をしても、また大幅な行き先を見直さなくてはいけないと、その辺はどのようにお考えでしょうか。確実に履行できるような方策も考えていかないと。

中込義務教育課長 委員御指摘のとおり、旅行先でまた3密になるということは避けなければなりませんので、その点では各学校、地区によって若干対応が異なりますけれども、今までは修学旅行先として、鎌倉、江ノ島、東京が多かったわけですが、現在のところ検討中のところを含めて27校が静岡や三重です。主に静岡方面への修学旅行を計画しておりますので、その計画地においても3密を避けるという対応を考えながら計画をしている段階でございます。

大久保委員 今回の行き先も見直しということで、逆に、私は静岡も東京とかディズニーランド、江ノ島じゃなくて、山梨に来て、ワイナリーですとか曾根丘陵の歴史、文化を学ぶような、行き先を変更するというような考えもあるんですけども、そういう情報があれば県教委として誘客することはないんですけど、修学旅行は自己負担があるんだよね。そういう部分で相互交流、山梨県としてのスタンスはどういうお考えですか。

中込義務教育課長 委員御指摘のとおり、静岡との交流ということですけども、静岡県でどのような希望を持っているか、詳細に把握をしておりますませんが、本県のいくつかの学校が静岡県の自治体から説明をしていただいて、充実した修学旅行にすることを考えており、観光部局と連携をとりまして進めている状況もございますので、相互交流という観点からも情報や理解が得られましたら対応していきたくて思っております。

大久保委員      せっかくですから、それを機会に検討して連携をすることも大事でしょうし、それでまた修学旅行、また、遠足も今、国で進めていますG o T oキャンペーンの中のG o T oトラベルという部分で、例えばバスにしても電車もそうですけれども、1台で行っていた部分を2台で行くとか、電車も少し密にならないように行く中で、こういった事業も確実にG o T oトラベルで修学旅行、慰安旅行もそうですけれども、しっかり台数をふやしているので安く行ける。

また、今話がありましたように、観光部局と連携をとって内容もいろいろ密にならないような、しっかり一生の思い出になるような修学旅行対策をお願いしたいと思います。

中込義務教育課長      今、G o T oトラベルというお話がありましたけれども、補助が若干いただけるということも確認しておりますので、学校にも情報を提供しながら対応していきたいと考えております。

(休校による教育課程等への影響について)

鷹野委員      休校で未実施の教育課程等が当然あると思うんですけど、年間通して多分うまく時間調整してやると思うんですけども、その辺わかりましたらお願いしたいと思います。

中込義務教育課長      本年度中に原則取り戻すということを考えておりますけれども、友達と交流しながら学習するという点ですかとか、学習意欲向上を図るという点につきましては学校現場において取り組まなければなりませんけれども、家庭学習で対応できるものは家庭学習に振り分けながら対応し、さらに、先ほどの行事等の準備も軽減しながら対応して参りたいと考えております。

鷹野委員      年度中には何とかなるような形で、いろいろの諸般の行事等も当然ある中で非常に大変だとは思いますが、ぜひとも取り戻していただきたいと思います。

そういう中で、学校が再開しても当然先生方も研修ができないと思うんですけども、今後の各種研修計画等はどのようになっているのか。

小田切次長・総務課長事務取扱      教員の研修につきましては、総合教育センターで主にやっているところでございます。確かに、この4月、5月と実際の研修で、集まるということができませんでしたので、中止したもの、もしくは延期したもの等がございます。今後の話になりますけれども、総合教育センターに部屋はかなりたくさんございます。なので、本来一つの部屋でやろうとしていた研修をサテライト配信とかも使いまして、Aの教室で講師が説明しているんですけど、それをBとCの教室でも一緒に聞けるというような体制を組みまして、要は分散をして研修をしていきたいと考えております。

鷹野委員      分散して消化できなかった部分は消化していくという理解でよろしいでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱      はい。

鷹野委員

今のは逆に言うと、サテライトで先生方が直接そこに来なくても研修できるというような形であると思うんですけど、若干話しがはずれますけども、校務支援が4月から始まっていると思うんですけど、今のとは逆に直接何か指導に来ていただいて、非常に今まではどこか先生方を集めて講習とかやっていたようなんですけど、どうも話によると、直接出向いて出前でやっていると聞いておまして、何か今までにないことで、非常にありがたいというような話も聞いております。そういう中で、今後、同時並行的に移行処理もした中でそうやって成績づけであったりとか、いろいろな各業務も项目的に指導はしていると思うんですけども、そういう体制をどこまでできるか私もわかりませんが、そういう部分で非常に効果がある研修というか、そういうことをやっているようでありますので、その辺、今後どのように進めていくのか。

また、もう一点は校務支援システム、非常に高度なシステムで、ひょっとすると使い勝手によっては、例えば旅費の計算とか、そういうこともできる機能がついてるという話でありますけど、使いこなすと非常に先生の労力も抑えられるということもありますから、ぜひ、各先生それぞれ温度差あると思いますけども、しっかり教えていただきたいと思うんですけども、その辺についてお願いしたいと思います。

中込義務教育課長 御指摘の校務支援システムは、今年度4月から導入しており、いわゆる出席ですとか成績等は電子で扱っていくというものでございます。本年度導入しています17市町村の小中学校対象に、5月下旬から7月上旬まで講師が各学校に訪問し、実際に体験しながら研修をしているという状況でございます。来年度から導入する6町村につきましても、令和3年2月から研修を行っていくということで考えております。

もう一つ御指摘いただいた旅費関係ですけれども、こちらは地図ソフト等を活用して行き先を選定することで自動的に距離ですとか経路が入力されるシステムでございます。このような便利な機能を有効に使っていくこととあわせて、異動した場合でも学び直しをせずにシステムを有効利用できるということで、教職員の負担軽減を図りながら有効利用を図っていきたいと思っております。

鷹野委員

最後に、ぜひこの校務支援システムを非常に先生が楽になるためのシステムという理解しておりますので、ぜひ応用編も含めて積極的に先生方に普及するように、また改めてお願いをしたいと思っておりますけれども、最後に一言お願いします。

中込義務教育課長 御指摘のとおり有効利用を図りながら、先生方が子供たちにかかわる時間を確保できるよう有効利用を図って進めていきたいと思っております。

(学校における感染症対策について)

臼井委員

5月、6月に中高生の新型コロナウイルスの感染が何例か報告をされたところでありましてけれども、先日、学校再開のマニュアルとかチェックリストのようなものを見させていただきましたけれども、例えば、感染が起きた後のその生徒が登校を再開する、こういったマニュアル、ガイドラインのようなものは定められているのか、まずお伺いいたします。

上田保健体育課長 ただいまの御質問であります、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのが文部科学省から示されておりまして、まず、感染者が出た場合には一旦学校はストップ、休業に入りまして保健所等の指導を受けます。その際には、濃厚接触者等の調査が入りまして、それによって濃厚接触者が指定された場合には、濃厚接触の子たちが陰性であっても2週間は指導で学校を休み、出席停止という形になります。もちろん、感染したお子さんも陰性になってから2週間の登校をストップがかかるということになりますが、そのほかについては濃厚接触等がなければ消毒をして学校再開というような形になります。学校に来られるというのは、厚生労働省が示されている感染者に関するマニュアル、ガイドラインがございますので、それによってということになるかと思えます。

臼井委員 このマニュアル、ガイドラインというのは、保護者というか親に対してというのは学校側から何か全体的に方法はともかくですけれども、親に対してもそういったマニュアルがあって、こういったマニュアルに基づいて学校を再開しているんだよというのは、学校のほうから説明はあるんでしょうか。

上田保健体育課長 学校によって形はまちまちだと思いますが、このマニュアルに沿って、先ほど来お話がありますように、学校教育をいかにとめないで新型コロナウイルスとともに、しばらくの時間がかかるということですので、どのように過ごしていくかということも含めて、それぞれの学校の体制を保護者にお知らせすることはしていると思えます。全ての基本がこの感染症に関する衛生管理マニュアルになるかと思えますので、これがどうやって示されているかというのは学校それぞれだと思いますが、内容としては示されていると理解しております。

臼井委員 もし、県教委のほうで示されているだろうということではなくて、しっかりと各学校の判断に委ねなければいけませんけれども、必要なことであればしっかりと親に説明する、保護者に説明するというはやっていただけたらありがたいなと思えます。

あと、学校においてもいろいろとそういったマニュアル等々があるかと思えますけれども、ある学校のPTAの方から話を伺うと、先生方にも意識にちょっとばらつきがあるんじゃないかということ、担任の先生によってはばらつきがあるのではないかということが話としてありました。また、例えば手洗いについても、声かけをするのも結構定まっていなかったりとか、あるいは、生徒が除菌スプレーというか消毒液のようなものを用意しているということなんだろうけれども、そういったものがどこに置いてあるかわからない生徒もいるというような話も聞いたんですけれども、その辺はどのような形で先生や生徒たちに感染対策の指導をされているような感じなんだろうかと。

上田保健体育課長 養護教諭の研修を設けております。コロナ対策でなかなか全県の養護教諭を集めての研修会というは持てない状況にありましたので、まず、休校中に、これは保護者も含めてユーチューブの動画を中央病院の専門医の三河先生にお願いをして2本つくって

いただきました。コロナの基本的な知識であるとか、あるいは、正しく恐れるというような方向の知識であるとかを、これは教職員も全員視聴してくださいというお願いを、通知を出す中で休校中に2本つくり、配信しました。

さらに、養護教諭向けに、集まることができませんでしたので、全員必ず出席の研修としてIDを配付したユーチューブビデオの研修を一度実施し、次に地区ごとに今度学校再開後ですけれども、養護教諭が集まる研修会にまた三河先生に行っていただいて、学校ごとの困り感をぶつけていただいておりますということを、今現在順次行っているところです。そんなことで、養護教諭を中心に学校の衛生管理、進めてまいっているところですが、なかなか全ての教職員を全く同時歩調でということは難しい面があるかと思いますが、養護教諭が繰り返しそうやって困り感をお互いに出し合って、ただいまそこに出たQ&Aを作成して全県に配布する準備も進めておりますので、そんなことを通して対策を図ってまいりたいと思っております。

臼井委員

感染対策っていうのはどうしても難しいところもあるかもしれませんが、一丸となって対応していかなければなかなか防衛できないというところもあるかと思いますが、ぜひこういった研修等をまた進めていただければと思います。

あと、小中学校と高校で対応の違い、先ほど、多分、そういうことはないということだと思っておりますけれども、例えば、教育委員会が違うことによって、ある程度マニュアル、ガイドラインというもので違いが出てくるのかどうなのか。というのも、例えば、小中学校に行っている子供がいて、兄弟姉妹で高校に行っているっていうケースもあるかと思いますが、そういったところで、家庭で混乱があってはいけないなと思っておりますけど、その辺の違いというのはどうなっているのでしょうか。

上田保健体育課長 先ほど来お話している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルという、文部科学省から5月22日にバージョン1が出ましたけれども、その後6月12日にバージョン2が出ております。それは、小、中、高全て共通のものでありますので、学校における衛生管理に関することは全てこれをバイブルとして行っているということで理解しておりますし、そうやって現在進めているところでございます。

臼井委員

最後に一つお伺いをさせていただきます。6月14日に71例目の高校生が感染、判明したということがありましたけれども、その数日後に濃厚接触者ではないけれども、6月のたしか18日、19日あたりで両日66名の学校関係の方々のPCR検査を行ったということをして、陰性だったということでそれは非常によかったと思っておりますけれども、当初これは、甲府市の保健所からこういった71例目の発生があったというような話からスタートしたと思っておりますけれども、市の保健所と、教育委員会で今回この66名のPCR検査をしたというのは、何かどういう、考え方が合致してしたのか、それとも単純に保健所のほうでそういった判断をしたのか、それとも教育委員会のほうで、例えばやっぱり学校だから当然ある程度濃厚接触者じゃなくても、ある程度念のためにやったほうがいいというような話があったのか、その辺をもし教えていただければお願いしたいと思います。

小林教育次長 濃厚接触者に当たらない方のPCR検査でございますが、これにつきましては、対策本部長である知事のほうからすべきであるという御発言がございまして、私どもとすれば安心して子供たちに通っていただくためには非常に必要な措置だということで、直接我々が甲府の保健所さんと調整をしたということではございませんで、福祉保健部、あるいは本部のほうで調整をしていただいてPCR検査を受けさせていただいたということでございます。

臼井委員 いずれにしても、学校には非常に大勢の子供たちがいるということで、感染というのは非常に起こりやすい環境にあるのかと思っております。なかなか、先ほどからの話のように、統一して感染対策を行うというのは非常に難しいことであろうかと思えますけれども、ぜひ教育の場でもありますし、休校も長引いてしまったということもありますので、ぜひ引き続き感染対策を徹底できるように、また情報の共有を図っていただけたら大変ありがたいなと思っております。そこをお願いして質問を終わらせていただきたいと思えます。

(休校による教育課程等への影響について)

望月（利）委員 新型コロナウイルス対策について、本当に教育委員会の皆様方、そして学校現場の先生方、非常に大変な状況で闘っていただいている、対応していただいていることをまず敬意を表しながら、先ほど御答弁にもあったとおり、今年度中に原則全てのカリキュラムを取り戻していこうということでカリキュラムを組んでいただいていると思えます。そんな中で、例えば土曜日の授業とか夏季休業の短縮ということ、そして、1日のカリキュラムが5時限だったところが6時限、7時限ってというような形になってきているのですが、その辺の対応状況について、高校教育課も義務教育課もそれぞれあるかと思えますが、現状をお聞かせいただけますでしょうか。

荻野高校教育課長 県立高校におきましては、休業中も先ほど話題にもなりました遠隔教育を行う中で、学習のおくれを最小限にとどめるような工夫をまいりました。再開後につきましては、やはり夏季休業の短縮、あるいは学校行事等の実施方法等を見直す中で授業時間の確保に努めていくという予定でございます。

あと、土曜日、放課後等ですが、必要に応じて課外等も検討しながら学習のおくれを取り戻す工夫をまいりたいと思えます。

中込義務教育課長 夏季休業日でございますけれども、こちらは県内全ての小中学校で当初の計画より短縮をしていきます。休業の日数ですけれども、小学校で多少ばらつきがございまして、14日～32日の間、中学校で16日～32日間ということで、具体的に期間としましては8月1日～19日の期間に設定している市町村が最も数が多い状況でございます。

土曜日の授業につきましては、一つの中学校で6月から1学期間に3日、いずれも半日授業を予定しております。

7校時の授業につきましては、8教育委員会で実施をしており、小学校においては毎



日ではございませんが、週に1～2回、中学校においては週2～3回の学校が多い状況でございます。

(学校のエアコン設備等について)

望月（利）委員 1日の授業時間も長くなるということで、集中力とかそういった部分も非常に心配になってくるところでございます。そして、何よりも夏季休暇が短くなるということは、きょうも蒸し暑いですが、我々はエアコンの下でこうやって審議をして議論をしていますが、エアコンが入ってないところ、例えば、小中学校もそうでしょうし、高校のほうは普通教室に全て入っているということで認識していますが、特別教室は入っていない部分もあると聞いています。そういったところを早急に何かしらのケアをしていかないと、確かにコロナ対策で非常に忙しい状況ですが、気候変動というか、今の気象状況に合わせた学びの場をしっかりと確保していかなければ、やはり子供たちが保健室に駆け込むとか、体調が悪くなるとか、そういった状況も懸念されますので、その辺のケアをどのようにしていくのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

藤原学校施設課長 ただいまの冷房設備の御質問につきましてお答えいたします。県立学校の冷房設備の設置につきましては、ただいま委員御指摘のとおり、ホームルームを実施する普通教室には平成27年度までに全て実施済みでございます。音楽室、美術室といった特別教室でございますけれども、特別支援学校は学校の要望があった教室について昨年度までに整備済みでございます。ただいま、高等学校の特別教室で週の使用率が50%以上の教室23校128室に冷房設備を設置中でございます。設置は2期計画でございまして、1期分17校102室の工期が7月15日ということで予定どおり全て完成予定でございます。残る2期分6校26室につきましては、設計委託を業者と契約済みでございまして、今後実施設計を終えまして、補正予算、また議会での議決前提ではございますけれども、工事費を計上し、令和3年5月末までに整備してまいる予定でございます。

望月（利）委員 予算というものもあると思うんですが、できるだけ前倒しで対応していただく、そして、それが対応できないところはそのとき相応の手当てをしっかりとまた考えていただいて、学生、児童、生徒の学びの環境をしっかりと確保してほしいと思います。一言答弁いただいて終わりにしたいと思います。

斉木教育長 お話をいただいておりますありがとうございます。そもそもの話になるんですが、感染防止のことで、それから学校再開と、大変難しいバランスの中で小学校、中学校、高等学校と支援学校と学校再開をしております、そしてまた、いつ感染者が出るかわからないという不安の中でどの学校も先生たちも子供たちもやっているとございまして、かなり授業がおくれているというのが紛れもない事実でございますので、今後あらゆる手だてを尽くして、できれば今年度の中に、卒業する学年については絶対そうしなきゃいけないわけですが、今年度の中で学習課程を終わらせたいと、決して例年に引けをとるような学習の状況にはならないような心づもりでやっているとございまして。

そんな中で、夏休みをどうしても削らなきゃいけないということで、生徒の子供たち、それから先生たちの健康状況も心配されるわけですがけれども、決して焦ることなく、家庭学習もうまく使いながら無理のない範囲でというのが正直なところでございます。

教室のエアコンにつきましても、県内は暑い地域とそうでない地域と2段階に分けておりまして、暑い地域についてはことし7月15日までに全て終わる予定になっておりますので、何とかしのげるかなと、そうでない地域、そんなに暑くないといっても暑いんですけれども、どうしても来年度になってしまうんですが、ホームルームの教室と、それからそれ以外の幾つかの教室はもう既にエアコンがついておりますので、短い期間ですと、そういった教室もやりくりしながら何とかしのいでいきたいと思っております。

未曾有の厳しい状況の中なんですけれども、学校においては、先生たちは子供たちの力を信じ、それから子供たちは先生たちも一生懸命頑張っている、対応している姿を見ていただいて、少し不適切かもしれませんが、ふだんでは学べないようなことも、ぜひ学んでほしいと思っております。ありがとうございます。

浅川委員

今、望月委員が教育長に答弁を求めたから、御辞退しようかと思いましたが、本当に3月初めから5月下旬までのこの休みは大変な時期にあったと思います。県立学校はもちろん、市町村の学校等々も含めてさまざまな対応であったり、しっかりと対応していただいたと思っております。その間、教育長さんの交代の時期だとかありましたが、それから今さまざまな御意見が出ましたが、これを参考などにさせていただいて、これから日本の将来、山梨の将来を担う子供たちのためにしっかりと対応していただきたいと思っております。教育長の最後の決意をお願いします。

斉木教育長

先ほどありったけの決意を述べてしまいました。でも、再度、励ますお言葉をいただきましたので、もう一言だけ申し上げさせていただきます。

先ほど、子供たちの思い出に残る学校行事は大切にしてほしいという大変ありがたい御意見をいただきました。修学旅行、運動会、大変思い出に残る貴重な行事なので、ぜひやってほしいなという気持ちで学校には働きかけていきたいと思っております。

そういう行事の思い出と、子供たちがコロナで不安な日々だったけれども、学校で先生たちに自分たちは大切にしてもらったっていう、そういう思い出も持って卒業していただければという思いであります。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を令和2年8月26日～28日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。

以 上

教育厚生委員長 山田 七穂